

訂 改
育 教 範 師
書 科 教 業 農 制 新

用 部 一 第

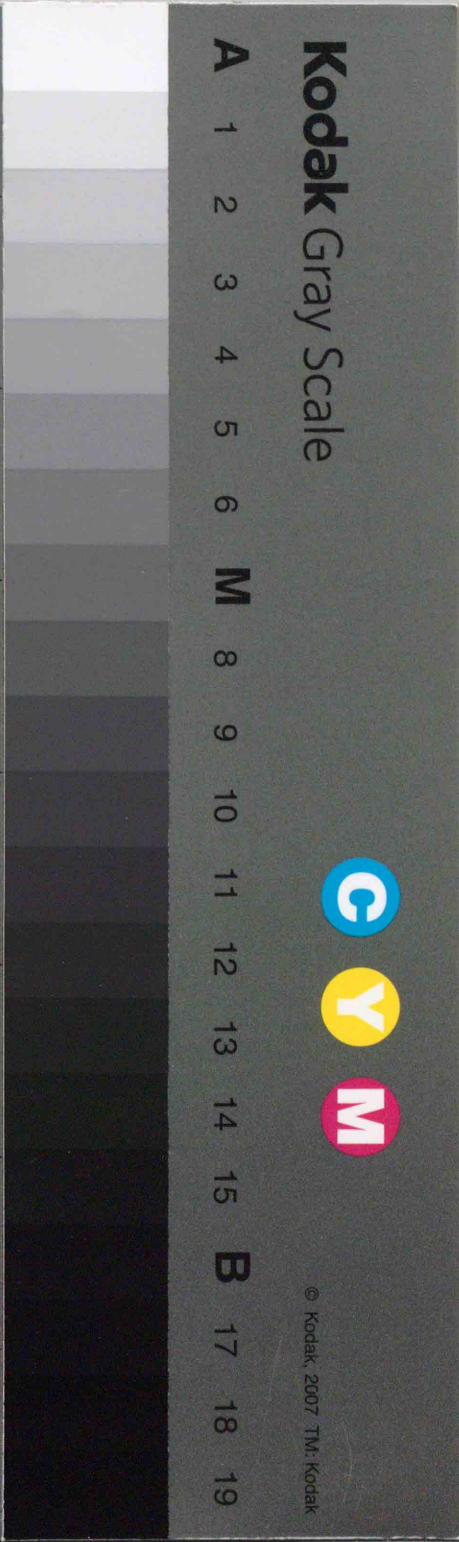
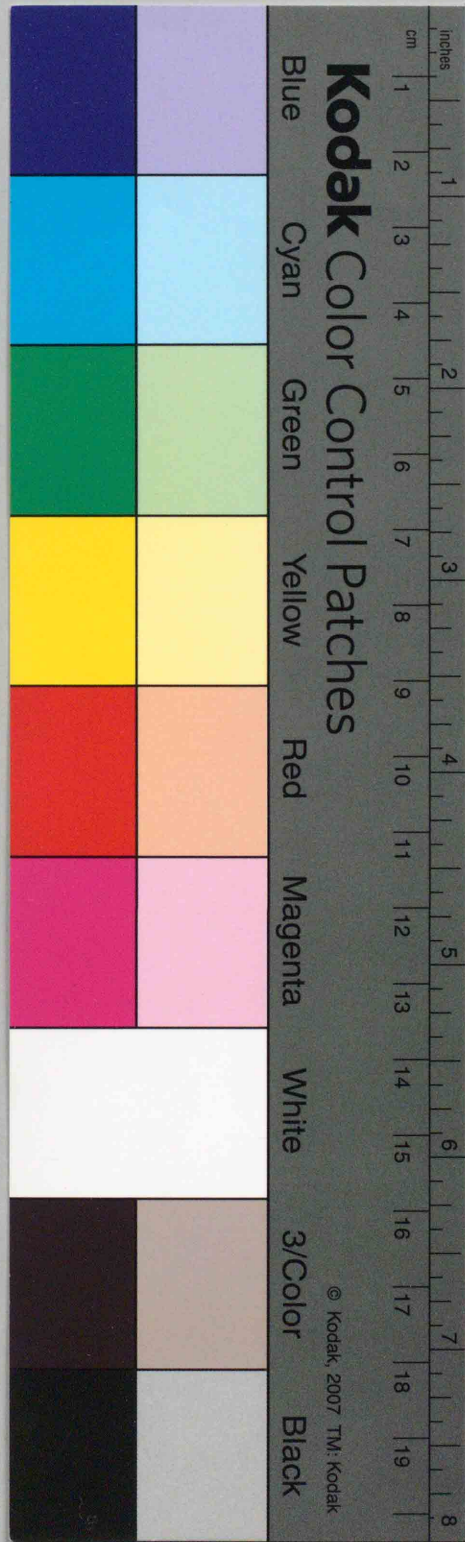
五 卷

著 二 滿 出 小



行 發 院 書 洋 東 京 東

T1D3
61J7
To81



41318
教科書文庫
4
610
51-1937
01304
49495



© Kodak, 2007 TM: Kodak

© Kodak, 2007 TM: Kodak

文部省檢定

昭和二十三年三月二日 師範學校實業科

訂 改

師範教育

新制農業教科書

第一冊

卷 五

小出滿二 著



東京 東洋書院 發行

中央圖書館

広島大学図書

0130449495



例言

- 一、本書は師範學校本科第一部第五學年の農業科教科書として編纂したものである。
- 二、本書は新制度による師範學校農業科教授要目に準據して編纂したもので、内容は農業經營を主とし、農業政策農村生活も併せ記載した。
- 三、本書編纂上特に意を用ひた點は、農業經濟上の現象をなるべく洩れなく而も統一あるやう説明したこと、農業法規を適當な所に於て解説したこと、農村に關する事項を比較的詳細に記述したこと等である。然し其の後昭和十一年の改版に於て、農業政策の主要性に鑑み、これが統一ある記載をなし、該方面の研究に資した。
- 四、簿記は人生經濟生活の根本をなす最も重要なことであるから、出来るだけ實際的な材料により、最も平易に解いて記帳練習の範を示した。
- 五、農業經營農村生活の如き學科は較もすれば、抽象的となり理解し難

くなるものであるから、本書はできるだけ其の弊を除かんが爲め、適切なる引例・圖表等を用ひたが、種々の關係上完璧を期することができなかつた。實際教授に當つては此の點に特に留意せられんことを望む。

昭和十一年九月

著者識す

目次

第一編 農業經營	一
第一章 農業經營の要素	一
第一節 農業資本	一
第一款 土地及び土地改良設備	二
一 土地	二
二 土地の利用法	三
三 土地の評價及び費用	五
四 土地改良設備	六
第二款 建物	七
第三款 作物	一〇
第四款 家畜	一一
第五款 農具	一一
第六款 現物	一三
第七款 貨幣	一四
第八款 各資本財の割合	一四
第二節 勞力	一五
第一款 勞力	一五
第二款 勞力の種類	一六
第三款 勞力の需要	一八
第四款 勞賃	二二
第二章 農業組織	二三
第一節 農業組織及び農場	二三
第二節 農業組織の種類	二四
第三節 農業經營の大小	二五
第四節 農業經營の粗放と集約	二六
第五節 農業組織の選擇	二九
第六節 農業經營の複雑化と副業	三〇
第三章 農業の運營	三〇
第一節 自作農・小作農	三三

第二節 農業の實務	七	第六章 農家の生計	九
第一款 事業年度	七	第七章 農學	八
第二款 事業の設計	八	第二編 農業政策	六
第三款 農務の實行	八	第一章 總論	六
一 農務の指揮・監督	八	第二章 農業諸團體	六
二 材料の購入	九	第三章 耕種政策	六
三 生産物の販賣	九	第四章 養畜政策	四
四 資金の調達	九	第五章 農産加工政策	五
五 財産の検査	九	第六章 小作政策	六
六 書類・帳簿の整理	九	第七章 農業金融政策	二
第四章 農業簿記	九	第八章 除害政策	四
第一節 農業簿記	九	第三編 農村	二
第二節 帳簿の種類	九	第一章 農村の發達	二
第五章 農業の成果	七	第二章 農村生活	三
第一節 農業總收入・經營費及び純益	七		
第二節 農業所得	七		

訂改 師範教育 新制農業教科書 第一部用 卷五

第一編 農業經營

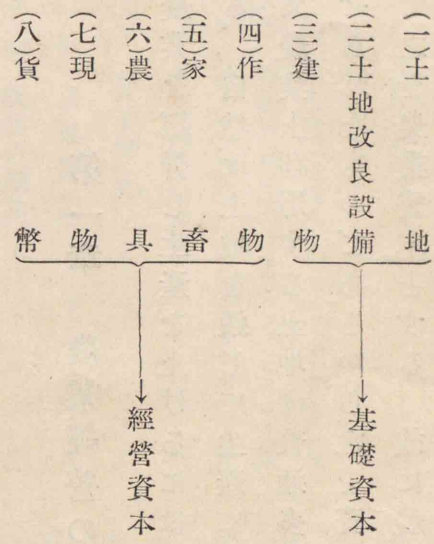
第一章 農業經營の要素

農業を經營し生産を上げるには、自然資本勞力の三者を必要とする。自然は土地を通じて生産に参加するから、之を土地に包括し、又農業上利用する土地は普通多少の資本と勞力とを加へて、改良せられたものであるから、之を資本と見做して他の資本と一括して之を農業資本とする。故に農業を經營する要素は、結局資本と勞力との二となる。

第一節 農業資本

農業資本とは、生産に必要とする土地、農具、肥料、種子、家畜、労働力等を指す。これらは、農業經營の基礎となる。土地は、農業生産の基盤であり、農具は生産効率を高めるために必要である。肥料と種子は、作物の生長を促進するために不可欠である。家畜と労働力は、農業生産の直接的な力となる。これらの要素は、農業資本を構成し、農業經營の成功を決定する。

農業經營に用ふる財産を其の性質によつて分けると次のやうである。 2



第一款 土地及び土地改良設備

一 土地

農業經營上生産に最も重要なものは土地であつて、農業に使用

する陸地は勿論、水面をも指すのである。總べて土地が基礎となつて資本勞力の需要量經營の規模の大小等が決定されるを普通とする。これ農家は土地に對する尊重心の強い所以である。

二 土地の利用法

土地は耕地の如く直接生産に用ひられる場合を生産地といひ、道路溝渠等の如く間接に生産を補助する場合に用ひられるを生産補助地といふ。其の利用法を述べると次のやうである。

耕地 稲麥蔬菜果樹等の作物を栽培する土地で、農業經營上最も重要なものである。耕地には圃と樹園との別がある。

圃とは稻蔬菜等の一二年生作物を栽培する土地をいひ、樹園とは桑樹果樹等の永年生作物を栽植する土地をいふ。圃は灌漑設備の有無によつて田と畑とに分ける。圃は一年間に利用せられる回数により一毛作二毛作等と稱し、一般に田地は一毛作か二毛作であるが、畑地は二毛作以上である。

草地 飼料又は肥料とする草を永續的に刈取る土地をいふ。之には自然生の草を刈取る天然草地と、牧草を栽培し、灌漑施肥等特別の手入をなす人工草地とがある。

生草地
生草補助地

圃
田(一毛作)
畑(二毛作以上)

樹園
早樹
遅樹

草地
林地
水田
水田
水田
水田
水田

① 樹園は永年作物を栽培する關係上之が經營を容易に變更することができないから之は慎重に調査して設定すべきである。

② 大都市附近では稀に八毛作を行ふことがある。

草地は又家畜を放牧して收場とし、或は草刈取る秣場とする場合がある。何れも我が國では盛でない。

林地 材木を栽植する土地をいふ。多くは急傾斜地又は地味瘠薄地を林地とするが、防風防砂等特殊の場合にも林地とする。專業としての林業は、多額の資本を要し、且資本の回収に長年月を要するから、個人の經營には種々の困難が伴うが、併し兼業としての林業は種々の點に於て農家經濟を裕にする利益がある。

水敷 水路若しくは貯水池等に利用する土地をいふ。我が國では稻を栽培するこ

とが多いから、用水路排水路としての水敷はかなり多い。

敷地 建物敷地、物干場、收納場、家畜運動場、道路敷、堤防敷等の如く、直接生産力を有しない生産補助地をいふ。作業能率を低下しない限り成るべく節約するがよい。

雑用地 土砂、粘土等を採掘する土地をいふ。之が農場附近に存在する時は、農閑期の勞力を利用して耕地の改良に供することができる。

かやうに土地利用法の異なる原因は、其の地方の氣候、土質、地形等の自然的條件と、市場との距離、資本勞力の多少、農産物の價格等の經濟的條件との相違による。此の中自然的條件は殆ど不變であるが、經濟的條件は常に變動するから、土地利用法も亦自ら變ぜざるを得ない。例へば食糧の需要が増加する時は、農産物の價格が騰貴し、

ために林地、草地等の如きも開墾されて耕地が擴張し、之に反する時は耕地は漸次林地又は草地と變ずるが如きである。

三 土地の評価及び費用

評價 土地の評価法で最も普通な方法は次のやうである。

土地を購入した場合は、其の購入代價に仲介者への手數料登記料、其の他の雜費等の合計額即ち買價を以てする。

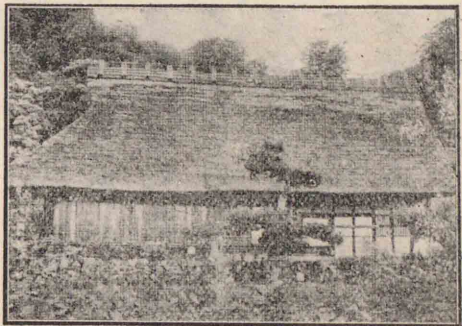
土地を新に開墾した場合は、土地の買價に、開墾費用の一切を加へた合計額即ち費用價を以てする。

又土地の價格を收益から評價することがある。之を收益價といふ。之を算出するには、先づ土地の總收入から其の生産費を控除した純收益を求め、其の數年間の平均を算定する。次に此の平均純收益を其の地方の普通利率で資本化する。即ち次式のやうである。

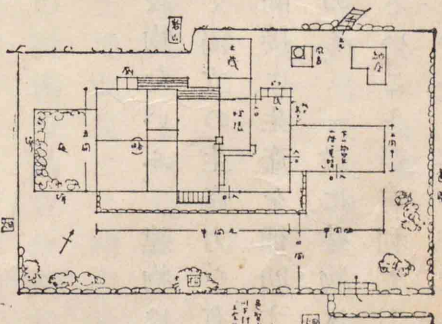
$$\text{收益價} = \frac{\text{總收入} - \text{生産費}}{\text{利率}}$$

農業者が其の事業のために使用する資本を或計算期に於て幾何の價格があるかを見積ることを評價といふ。此等二者の不明な時は其の附近に於ける同種用途の土地の賣買價及び收益價を參照して之を推定する。

小作地の收益價は土地の小作料から地租・地租割・地價割・水利組合費・農會費・小作料取立費等を控除した殘額を其の地方の通常の利子歩合で除したものである。



農 具倉庫等此の外、道路井戸塙壁等の附屬物をも含む。大農場では各別棟に農舎を建築し、すべてのものを



農家平面圖

は住宅、畜舎、鶏舎、蠶室、收納舎、作業場、農具倉庫等。此の外、道路、井戸、塙壁等の附屬物をも含む。大農場では各別棟に農舎を建築し、すべてのものを施設する必要あるも、小農家では同一棟中に適宜区分して使用するを可とする。殊に我が國の如き小農業に於てはそれによい。併し稍大なる經營では、經營者の住宅と分離して數棟に分置するが便利である。

今耕地面積と農舎との關係を示せば次のやうである。(帝國農會調査)

	耕作面積 十畝	農舎坪數 平方米	同價格 圓	十畝當面積 平方米
自作農	一二・四七八	七七・八	一、五二二	六・二二
自作兼小作農	一二・九八〇	六八・〇	一、〇五四	五・二
小作農	一〇・五一〇	五五・一	六八七	五・二

農舎の位置は農業の大小、地勢、土質、氣候、衛生上の見地から定むべきであるが、なるべく使用土地の中央で道路に近く、住宅と他の農舎とは作業に不便のない限り分離するやう配置することが必要である。

評價 建物の價格は建築費を基礎とし、其の使用程度により評價する。建築費は之を新築價といひ、之から減價を控除した殘額が時價である。時價及び減價の算出方法は土地改良に於ける方法に準ずる。

費用 建物に要する費用は、評定價格の利子、建物の修繕費、減價並に火災保険料等である。

農具とは農業經營に使用するすべての器具・機械をいふ。農具は固有の生産力を有せず、人力の補助をなすものに過ぎないが、農業經營上の效用を挙げると次のやうである。

- 一、 勞力を節約し、事業の效程を進捗せしめる。
 - 二、 勞力の分配を平均せしめる。
 - 三、 電力・風力・水力等の自然力を生産に利用せしめる。
 - 四、 生産物の保存に使用する。
 - 五、 小農具は老幼婦女の勞力をも有效ならしめる。
- 評價** 農具の購入費又は製作費を新調價といふ。之を基礎として使用年數の程度により減價を見積つて評價する。新調價から減價を差引いたものは時價であつて、其の計算の方法は土地改良及び建物に準ずる。
- 費用** 農業經營上農具の費用は其の評定價格の利子・修繕費・減價及び保險料等である。

小農具は修繕すれば殆ど新品同様になるから其の費用は修繕費と減價とを合して維持費として計上する。

第六款 現物

現物とは計算期に於ける農業用の種苗・肥料・飼料・農業用藥劑・未販賣物等をいふ。種苗・肥料・飼料等は作物の栽培・家畜飼養の重要材料であり、又未販賣物は容易に賣却して貨幣となるなど、現物は貨幣と共に主要な流通資本である。

評價 現物の評價は購入品にあつては買價により、農場内で生産したものは其の生産費によつて評價する。未販賣物の評價は平均の賣價に依つて推定する。農場で生産し直に農場に使用する現物は、これと用途を同じうする同種の物品の市價に準じて評價するのが適當である。

費用 現物に要する費用は、農業に使用せる現物の價格及び其の利子と保險料等である。

農業の土地利用と農産物の生産
 農業は土地を利用して農産物を生産するものである。その土地は、耕作地、放牧地、森林地、などである。また、農業は労働力を利用して生産されるものである。その労働力は、家族労働、傭労働、などである。また、農業は資本を利用して生産されるものである。その資本は、土地資本、労働資本、などである。

	land	Building	implements + machine
U.S.	67.5	16.5	3.1
日本	73.9%		

本邦の農業は、土地が最も重要なものである。その土地は、耕作地、放牧地、森林地、などである。また、農業は労働力を利用して生産されるものである。その労働力は、家族労働、傭労働、などである。また、農業は資本を利用して生産されるものである。その資本は、土地資本、労働資本、などである。

各種の資本を實際に活動せしめるものは勞力である。今日は 15

第一款 勞力

第二節 勞力

農業を經營する際、各資本の割合を適當に定めることは甚だ重要なことである。一般に經營の未だ幼稚な時は土地建物の如き基礎資本の割合が他の經營資本よりも多く、漸次發達するに隨つて、家畜農具現物等の如き經營資本の割合が次第に増大するが普通である。併し農業は其の地方の諸事情により、著しく其の趣を異にするから各資本の割合も亦同一ではない。我が國の農業は耕種が主體となり、經營は小規模であるから、各資本の割合は歐米諸國に比較して著しく土地資本の割合が多い。また土地の利用が集約であるから作物資本も多い。

利子
 利子は、資本が活動せしめられて生ずるものである。その利子は、現金、手形、などである。また、利子は、土地資本、労働資本、などである。また、利子は、農業經營上貨幣の費用は其の支出額と其の利子との合計額である。

第八款 各資本財の割合

貨幣とは或計算期に於ける農業經營のために準備せる現金預金手形又は生産物販賣の未收入金等をいふ。現金は各種資本の購入、土地改良建物農具等の修繕費、保険料、賃銀、諸税金、家賃等の支拂に使用せられ、其の他のものは現金となつて各種の用途に充てられる等流通資本中最も重要なものである。

評價 貨幣の評價は、現金は額面により、手形は割引による時價を以て見積り、販賣農産物及び加工品の未收入金は回收の確否によつて評價する。

我が國の農業は自家勞力によることが最も多いから之が利用を巧にするやう注意を要する。

科學の進歩により機械の發明が農業上に及び、世界各國は漸次農業勞力を機械に置換へ、勞力の節約を計りつつある現況である。獨り我が國は水田の多きと、耕地區劃の狭小等により機械の利用範圍が少く、依然として勞力本位の經營を脱しない。これ我が國に於て農業勞力の特に必要な所以である。

第二款 勞力の種類

農業勞力には自家勞力と雇傭勞力とある。

自家勞力 農業經營者と其の家族との勞力であつて、農業を經營するに供する自給勞力である。此の勞力は勞働の効果を盡く自己の所得たらしめることができるものであつて、換言すれば勞力に對する報酬は勞賃のほか利潤も加つたものである。更に自家勞力の長所を記せば次のやうである。

一、勞力の効果を全部自己の取得とするから仕事に對し勤勉である。

二、一事業に對し設計から終了まで終始之に従ふから事業に深き趣味を感じ、又強い責任感を生ずる。

三、萬事用意周到であるから能率を増進し、又種子肥料等の節約をなす。

四、選種病蟲害防除等の如き緻密な作業に最も適する。

雇傭勞力 經營者に雇はれ、一定の勞賃を受けて勞働する勞力といふ。此の勞力には次のやうな種類がある。

年雇 雇主の家に住込み勞働する僕婢の勞力をいひ、勞賃は年又は月を單位とする。これは雇主の家族と共に生活し、又作業に従事するから、自ら濫情を以て待遇され、隨つて作業は丁寧であり且勤勉となつて恰も自家勞力の如き利益がある。併し我が國の如く農事に繁閑の差甚だしい所では、たとひ勞賃が割安でも勞働日数が比較的少いから、勞賃の外に賄費等を計算する時は意外に高價の勞賃となるものである。故に年雇を雇入れる場合には豫め十分に調査研究を要する。

日雇 臨時に雇入れる勞力で、勞賃は日給である。日雇には土着日雇人と稱し、雇主の附近に住居し、自家勞働の餘力を提供する者がある。これは雇主との關係が密接であるから、自ら作業に熱心であり、且又責任を有し、勞働の質は良好である。又出

常雇又は奉公人ともいふ。
年雇をなすほどの必要はないが家族勞力のみでは不足な場合には定期雇又は季節雇をなすことがある。
日雇とは稀には一年を通じて雇入れることもある。

出稼人を使用する時には、一時に多量の勞力を要し、且其の成績が一目瞭然たる作業の場合をよしとする。

我が國の農業勞力

稼人と稱し農繁期に他の地方から一時渡り來る勞力がある。これは唯一時の雇傭關係であるから、作業は無責任で農業勞力としては質が最も劣等である。この外獨立日雇從屬日雇と稱するものもある。

受負勞力 仕事の出來高に應じ、勞賃を得る勞力である。此の勞力は勞賃の割に作業の分量が多く、且監督の必要はないが稍もすれば能率を高めるため、作業が粗雑に陥り易い缺點がある。故に開墾、收穫、運搬等の如き作業の結果が明瞭であるものに適し、家畜の飼養、果樹の剪定、養蠶、病蟲害防除、農産加工等の如き熟練を要する作業には最も不適當である。

我が國の農業勞力 我が國の農業勞力は、主として家族による自家勞力であるが、不足の場合は大抵年雇によつて之を補うてゐる。併し挿秧、茶摘或は養蠶の如く一時に多くの勞力を必要とする場合に限り、日雇勞力又は出稼人を使用してゐる。随つて我が國に於ては純然たる農業勞働者は至つて少い。

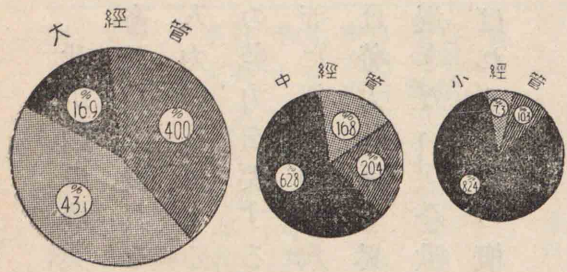
第三款 勞力の需要

勞力の需要 勞力の需要量は主として農場の面積、作物、家畜及び農産加工の規模、種類等によつて異なるも、また其の需要期によつても異なる。

農業は商工業の如く、常に平均的の勞力を利用する場合少く、其の性質上勞力の需要に繁閑がある。故に冬季の如き農閑期には農産加工、副業等を行ひ、春秋の農繁期には臨時雇を多く入れ、又機械を利用する等によつて勞力の分配を平均せねばならぬ。

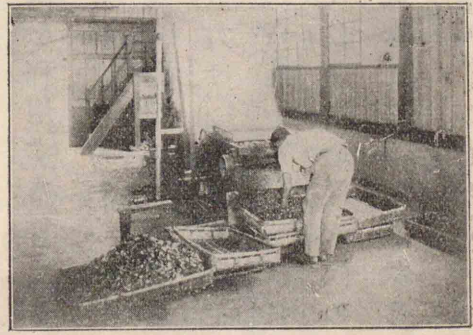
勞働日數 我が國の農業勞働日數は、地方によつて異なるも、家族勞力は一箇年百八十五日内外であり、年雇は二百五十乃至三百日内外である。東北地方及び北海道は天候のため一般に少く、西南に進むに隨うて漸次多くなる。

圖解
網線區は常雇
斜線區は臨時雇
黒色區は家族



表圖數日働勞業農

我が國の農業は労働日數の少い上に役畜及び大農具を使用することが少く、殆ど人力のみによるから耕地面積に比し多くの勞力を要する。即ち田地ならば六七十亞に對し男一人を要し、一農家の經營面積は勞力關係で異なるも平均一二亞内外に過ぎない。今歐羅巴に於ける小農國と呼ばれる瑞西の概況を参考のため左に示す。



茶の機器採

耕地面積	所要勞力	耕地面積	所要勞力
三亞—五亞	男一人 女一人	十五亞—三十亞	男五人 女二人
五亞—十亞	男二人 女一人	三十亞—七十亞	男六人 女二人
十亞—十五亞	男四人 女一人		

第四款 勞 賃

農業勞賃 農業労働者に支拂ふ勞賃は今日は殆ど貨幣であるが、中には年雇の勞賃には貨幣の外、衣食住を給することがある。我が國に於ける農業労働者の平均勞賃は左表の通りである。

調査年次	労働者の種類		農作日雇人		養蠶日雇人	
	男	女	男	女	男	女
自明治三十一年平均	三一・七九	一六・九〇	〇・三〇	〇・一九	〇・三〇	〇・一九
自明治三十五年平均	四七・六二	二七・〇二	〇・四〇	〇・二四	〇・四三	〇・二七
自明治四十一年平均	五四・一八	三二・二五	〇・四九	〇・三〇	〇・四九	〇・二九
自大正二年平均	一一・五五	六九・三七	一・一三	〇・七一	一・〇九	〇・七三
自大正六年平均	一四・一五	八六・六七	一・四四	〇・九二	一・三三	〇・九六
自大正九年平均	〇・七三	〇・五六	一・五七	一・一七	一・四七	一・〇九
同 十四年	〇・七八	〇・五六	一・五一	一・二一	一・七八	一・四一

① 大正十年以後は一日單位の賃銀である。

昭和二年	〇・七一	〇・五一	一・五三	一・二四	一・四六	一・〇七
昭和九年	〇・四四	〇・三〇	〇・七九	〇・六一	〇・八八	〇・七〇

勞賃の節約 農業の効果を大ならしめる一つの原因は勞賃の節約にある。特に我が國の如き小規模の農業に於てそうである。それには出来るだけ家族勞力を利用し、優良なる農具を使用し、勞力供給量に伴う作物家畜の適當なる選定をなし、尙勞力の分配を平均する等經營者が事業の總てに互つて細心の注意を拂ふことが最も肝要なことである。

獎勵方法 農業勞働者の能率増進のためには、農業の特性上他の産業に採用してゐる獎勵法を其の儘適用することができぬが、割増金賞與等を與へて勤勉を奨めるが如き、又年雇を家族の一員として待遇するが如きは最も大切な獎勵法である。其の外或年數以上の勤續者に對しては住家又は小作地を與へる如きも亦極め

て大切なことである。

第二章 農業組織

第一節 農業組織及び農場

農業組織 有利に農業を經營し、最多の所得を擧げるには、一定の方針の下に農業の各要素を適當に組合せて農業を営まねばならぬ。此の各經營要素の結合を農業組織といふ。

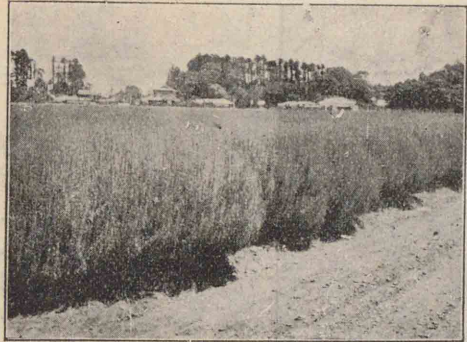
農場 農場とは一定の土地と、之れを經營するに必要な勞力・農具・農舍・作物・家畜等の結合であつて、農業の實際に行はれるところである。

農場には我が國に於ける多くの農場の如く、農場所屬の土地が各所に散在し、農場と農舍とが殆ど關係のないものと、諸外國の農場の如く、圃場は一團をなし、農場と農舍とは不離の關係にあるも

我が國の農場は經營者の住宅は殆ど相集合して村落をなし、之に反して歐米諸國の農場は經營者の住宅と農舍とは農場の中央にある。

れるが、我が國では甚だ少い。此の組織の主なものは次のやうである。

- 一、牛馬の繁殖又は育成を主とする者
- 二、羊・豚等の繁殖育成を主とするもの
- 三、鶏の繁殖飼養を主とするもの



草 織 裁 培

此の組織では一般に飼料作物を栽培することが特色であるが、飼料の價格低廉な場合は其の一部を市場に需めることは却つて有利である。尙此の組織に於ては、多少食用作用を栽培する。

農産加工組織 農産加工組織は農場の

- 四、乳牛の飼養を主とするもの
- 五、種畜の飼育を主とするもの
- 六、養蠶を主とするもの

生産物を原料とし、これに加工して販賣する組織である。其の主なものは次の如きものであるが、我が國では至つて少い

- 一、製絲を主とするもの
- 二、製茶を主とするもの
- 三、製糖を主とするもの
- 四、澱粉製造を主とするもの
- 五、製筵又は疊表製造を主とするもの
- 六、果酒の醸造を主とするもの
- 七、豚肉加工を主とするもの
- 八、バター・コンデンスミルク等の乳製品の生産を主とするもの

農産加工の原料を得るために特に適當な作物を栽培し、又家畜を飼養することがある。例へば澱粉製造のために瓜哇薯又は甘藷を栽培し、バター・コンデンスミルク等の乳製品を製造するために乳牛を飼養するが如きである。故に此の組織は耕種養畜共普

ホーランド
花むし
ジャム
果実 蘇菜類 (アブラナ科)
瓶詰 箱詰
山梨の細巻
巻紙、お工
乾燥蔬菜
山梨の自生植物 (山梨)
麦、アム
各種編み物、編み物
ほしほしがハッパ

老牛
山梨
春時
鶏
他

耕種式 一農場内に栽培すべき作物の種類分量作付順序等を示す方式を耕種式といふ。我が國に行はれる主なる耕種式は次の如きものである。

穀物式 農地の大部分に稲・麥・大豆等の禾穀類を主體として栽培する。式であつて、我が國に最も廣く行はれる。此の方式は一年内に栽培する作物の回数により、一毛作・二毛作・三毛作等の別がある。

工藝作物式 棉・蘭・煙草・藍・甘蔗等の工藝作物を主體として栽培する方式である。これは氣候・土質等の自然的條件と、資本・市場關係等の經濟的條件との両者が良好な地方に行はれる。随つて一般的でない。

樹園式 桑樹・茶樹・果樹・櫨等の永年生作物を主體として栽培する方式である。

隨意式 栽培作物を豫定することなく、市場等の景氣により毎年有利と考へられる作物を隨意に選擇して栽培する方式である。此の方式は

通行はれる。

「耕種式」一農場内に栽培すべき作物の種類分量作付順序等を示す方式を耕種式といふ。我が國に行はれる主なる耕種式は次の如きものである。

穀物式 農地の大部分に稲・麥・大豆等の禾穀類を主體として栽培する

式であつて、我が國に最も廣く行はれる。此の方式は一年内に栽培する作物の回数により、一毛作・二毛作・三毛作等の別がある。

工藝作物式 棉・蘭・煙草・藍・甘蔗等の工藝作物を主體として栽培する方式である。これは氣候・土質等の自然的條件と、資本・市場關係等の經濟的

條件との両者が良好な地方に行はれる。随つて一般的でない。

樹園式 桑樹・茶樹・果樹・櫨等の永年生作物を主體として栽培する方式である。

隨意式 栽培作物を豫定することなく、市場等の景氣により毎年有利と考へられる作物を隨意に選擇して栽培する方式である。此の方式は

普通都市附近に蔬菜栽培をなす時などに行はれるが、勞力と資本とを豊富に要し、且市場關係の良好な土地でないとは有利でない。

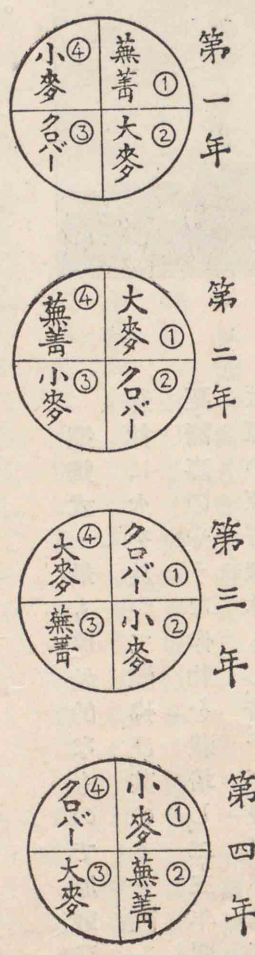
輪栽式 此の方式は農場を數區に分ち、各區に禾穀類・根菜類・豈科植物等を輪番に栽培する方式である。我が國に於ては普通行はれないが、歐米諸國に於て最も多く行はれてゐる。次に最も簡單な、しかも合理的な一例を示す。

第一年 ① 燕菁 ② 大麥 ③ クロバイ ④ 小麥

第二年 ① 大麥 ② クロバイ ③ 小麥 ④ 燕菁

第三年 ① クロバイ ② 小麥 ③ 燕菁 ④ 大麥

第四年 ① 小麥 ② 燕菁 ③ 大麥 ④ クロバイ

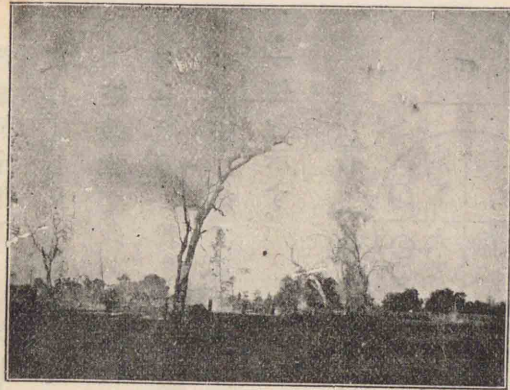


この輪栽式はノルブークに行はれたもので燕菁とクロバイとは家畜の飼料とする。

輪栽式に似た方式で、穀草式と稱するものがある。これは農地を二部に分ち、其の一部に穀物を栽培し、他部を放牧地とする。穀物區は數區に分けて輪栽を行ひ、一循環した所で放牧地區と交代して使用する。これも亦我が國には殆ど行はれない。

切替式 森林又は原野を開墾して數年間は作物を栽培するが、地力減耗するに至れば再び森林又は原野とする方式で、最も原始的な方法である。

放牧式 原野に家畜を放牧する方式である。人口稀薄な土地に行はれる。



原野開墾

焼畑式 最も原始的なもので原野又は森林に火を放つて焼拂ひ、其のまま直ちに粟・蕎麥のやうな作物を栽培し、二三年間後は原の原野森林とし、若干年後再び焼畑となす方式である。

農業を經營する際如何なる耕種式を選定すべきかを決定するには、自然的並に經濟的兩方面から研究せねばならぬ。特に經濟的條件が重要であることを、フ

オン・チユー・ネン氏が氏の著「孤立國」によつて説明してゐる。
Von Thunen

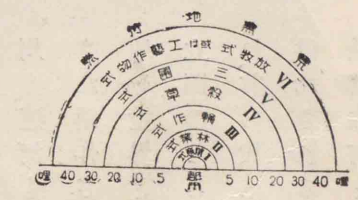
チユー・ネン氏孤立國

チユー・ネン氏は次の如き孤立國を假想した。それは此處に一つの肥沃で同質の土壤から成る平野がある。其の平野には鐵道もなければ河川も運河もない。平野の中央に一つの都市がある。都市の附近は開墾され耕作されてゐるが、遠距離の地方は未開墾地で荒地が多い。未開墾地を境界として其の外には他の都市が存在しない。かやうな經濟的孤立國のことであるから、都市に於ける工業生産物は悉く國內に供給せられ、其の代り工業に要する諸原料並に食料は悉く國內に於ける農業から供給される。かやうな假想的孤立國に於て、其の平野に行はれる農業組織は如何との問題を左記の如く説明してゐる。

第一圖 本圈内於ては資本・勞力・肥料等を得ることは容易であるから最も集約な經營をなすことができる。即ち都市を相手とし、有利なもの自由栽培することができ、隨意式組織を採用することが出来る。

此の圏内に生産されるものは、容積大で運搬に不便な作物、例へば花卉、
蔬菜の如きもので、生乳のやうに腐敗し易いものも生産される。

第二圏 都市に於ては建築材料及び燃料として各種の木材を需要する。容積が重大で運搬に不便な木材は都市を離れて遠い地方に生産するは不利であるから、この圏内に於て生産するを可とする。ここに於てか林業式が採用される。



チユーネー孤立國の說明圖

第三圏 本圏はかなり遠く都會を離れるから、資本、
勞力が乏しくなる。随つてこれ等を要することの少
い輪栽式を採用する。即ち運搬には不便ではあるが
貯藏に堪へるもの、又は遠距離に輸送し得る穀物を栽
培する。

第四圏 本圏範圍に於ては、愈々資本、勞力が少くなり、運搬に不便となる
から穀草式が行はれ畜産も加味せられる。

第五圏 本圏は二十哩餘の遠距離の範圍である。此處では三圃式(主
穀式)と稱する組織が行はれる。

都會から八哩も
遠く離れた處は
有利でないとい
ふ。

三圃式とは一農場を三區劃とし、其の或一區劃には第一年の春は放牧
をなし、六月の下旬に家畜を放つ。十月上旬に小麥を播いて越冬させる。
第二年の夏之を收穫して其の跡地に放牧し、草地のままで越冬させる。
第三年の春には、春播大麥を播いて夏之を收穫する。其の跡地は放牧す
る。かやうな輪栽法を他の二區とも行ふのであるが、其の年次を異にする
から三圃式といふのである。

第六圏 愈々都市と離れることが遠く最後の圏である。本圏では穀物
を栽培しても收支相償はぬ。故に餘儀なく放牧するか、工藝作物を栽培
するかせねばならぬ。又農産加工も行はれる。即ち放牧式、工藝作物式
が採用されるのである。

以上チユーネン氏の説明は單に經濟狀態の差異によつて、農業組織の
選擇耕種式の決定を論じたものであるが、實際に就いて之を觀るときは
氣候、土質、地勢等自然的狀態又は交通機關の整備、大小都市の分布狀態及
び各種複雑なる經濟事情等によつて經濟圏を種々に複雑化するもので
ある。故に農業組織の決定は自然的並に經濟的兩方面を考慮して始め

て完きを得るものである。

本邦の農業組織 我が國の農業經營は、多く耕種組織が主體となり、耕地の半以上を占める田地には主として稻作を行ひ、畑に於ては主として大麥・小麥・粟・稗等を栽培し、之に果樹・蔬菜等の食用作物又は僅に茶・煙草等の工藝作物を配し、飼料作物としては桑の外殆ど栽培しない。随つて我が國の農業は食糧生産が主體で、歐米の如く耕種・養畜を組合せた所謂混同農業とは大いに其の趣を異にする。今農耕地を食用作物に利用してゐる世界各國の比率を擧げると次のやうである。

ニュージールランド	一六・四%	瑞典	四七・五%
瑞 西	三〇・八	丁 抹	五〇・九
那 威	三三・七	濠 洲	五一・一
英 本 國	三五・三	ア 州	五三・九
智 利	四一・八	西 班 牙	五八・〇

Mixed farming

佛 蘭 西	五八・八	白 耳 義	七〇・一
伊 太 利	六二・三	和 蘭	七一・三
加 奈 陀	六三・五	ブ ン ン	七六・三
英 領 印 度	六五・八	南 阿 聯 邦	九五・二
北 米 合 衆 國	六六・六	日 本	一〇五・五
チエコスロヴァキア	六七・〇		
ハンガリー	六七・五		
獨 逸	六九・七		

佛考 日本は二毛作を行ふから一〇〇以上を示してゐる。

第三節 農業經營の大小

農業經營を其の使用する土地面積の大小と勞力とによつて過小農・小農・中農及び大農の四種に大別する。

過小農 經營面積が甚だ狭く、小規模であるから經營者自ら作業に従事する傍、他に雇はれて勞賃を得なくては一家を支へ難い程

面積により區別すれば次のやうである。
大農百頭以上
中農(大)二十頭—百頭
中農(小)五頭—二十頭
小農二頭—五頭
過小農二頭以下

525以下
52-2105
2105-10
1045以上

農業は資本主義的經營を行ふときは、大農組織となり、家族的經營を行ふときは、小農組織となるを普通とする。

度のものといふ。

小農 主として自家勞力を以て經營し得る程度のものといふ。
中農 經營者は主要な仕事のみ自ら手を下すも、其の他の仕事は雇傭勞働者を指揮監督して之になさしめる程度のものといふ。
大農 全く雇傭勞力により事業を遂行し、經營者は勞働者の指揮監督をなす程度のものといふ。

小農の長所

- 一、經營者自ら勞働に従事するから、土地の利用が適當に行はれ且作業が周到である。
- 二、總べて儉約を旨とするから生産費を低減する。
- 三、大農に比し自家勞力が割合に多いから作業は適當な時期に行はれる。
- 四、選種、稚蠶飼育、病蟲害防除等注意を要する作業は最も精細に行はれる。

五、天氣を利用して迅速に作業が行はれるから天候による損害は大農より遙かに少い。

小農の短所

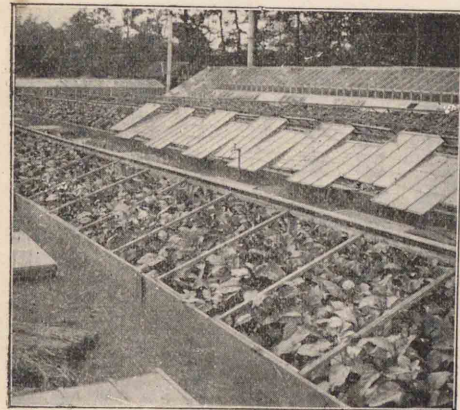
- 一、土地購入には多額の資本を要する。
- 二、精巧な機械等は使用回数少いため設備困難である。
- 三、大量取引の利益は得られない。
- 四、概して資金の調達には不利である。

農業組織を大農組織とするか、小農組織とするかは頗る重要な問題であつて、容易に判斷することができないが、概して小農の長短は大農の長短と相反する。我が國の農業では稻作を本位とし、人口稠密であるから生産費の低下よりも、寧ろ勞力をより以上投じて總收穫の多きを圖る必要がある。それがためには大農組織よりは小農組織の方が、この目的を達するに捷徑の如く考へられる。併し既に述べたやうに小農には相當の短所が伴うから、産業

組合等を利用して大農の長所を取入れて經營することが肝要である。

第四節 農業經營の粗放と集約

農業經營は又一定面積の土地の上に投下する資本と勞力との量により集約粗放の二に分ける。集約とは其の量の多きをいひ、粗放とは其の量の少きをいふ。尙之を細別して資本的集約、資本的粗放、又勞力的集約、勞力的粗放とする。農業經營は次の如き場合に粗放又は集約となる。



培
一、氣候土質良好で勞働日數多く資本と勞力との效果の大なる時は集約經營が行はれ、之に反するときは粗放經營が行はれる。

營が行はれる。

- 二、市場が近く交通運輸の便が備はり、農産物の販路が廣く且確實で、利子が低く勞賃の低廉な處では集約經營が行はれ、之に反する處では粗放經營が行はれる。
- 三、資本が潤澤で利子が低く、勞力の供給が少い處では、資本的集約が行はれ、之に反する處では勞力的集約が行はれる。
- 四、資本を多く有し、信用が厚く且經營の才能が勝れた者は集約經營となり、之に反するものは粗放經營となる。概して歐米諸國は資本的集約農業を經營し、我が國は勞力的集約農業を經營してゐる。



愛知縣批杷島の市場

第五節 農業組織の選擇

農業經營者は農場の自然的並に經濟的調査をなし、之に基いて

農業組織の選擇には副業を取入れることを重視し、勞力の經濟化を圖るべきである。

適當なる作物・家畜・農産加工を選擇し、更にこれが經營に要する收支の豫算を立て、後經營者の手腕・家族及び雇人の數並に經營に要する資本金等を考慮して、如何なる農業組織を採用すべきか、又集約の程度を如何にすべきかを決定しなければならぬ。尙農業組織の計畫に當り特に注意すべき事項は次のやうである。

一、耕種を主とする場合 土地利用法に従ひ適當した作物を選定する。

それには水田では夏作なれば稻を栽培し、氣候・土質の許す限り裏作には麥類・紫雲英・蕁藁等を栽培する。畑地では其の地方で最も收穫安全で收量の多い作物を栽培する。何れの場合も前後の作物と勞力の分配等を考慮して耕種式を決定すべきである。

二、養畜を加へる場合 次の如き事情があれば畜産を加味して經營すれば有利である。

一、勞力の不足を畜力で補充すると有利な場合。

二、養豚・養鶏等により勞力の分配を適當にされる場合。

三、市場等の關係により植産物を直に家畜の飼料に供するを有利とする場合。

四、農産加工の残滓を利用し得る場合。

五、自給肥料を得ようとする場合。

併し家畜を飼養するには、其の飼料を安價に得ることに特に注意を要する。

三、農産加工を加へる場合 畜産を加へて、尙資本と勞力とに餘裕があり、且次の事情が許された時は更に農産加工を加へるが有利である。

一、生産物を加工して販賣すれば遙に有利な場合。

二、生産物を加工すれば販賣が容易となる場合。

三、勞力の分配を良好にし、農閑期の餘剩勞力を利用し得る場合。

四、農産加工の残滓を肥料又は飼料に供して有利な場合。

第六節 農業經營の複雑化と副業

農業經營の複雑化 農業經營に單一の組織を採用することは

・労働分配

・生産物利用

・減収

・一生産物価格暴落
・一生涯打撃ヲ他ノモノ
・神?

・副業の中心は労働
・モノデナリ
・他ノモノトスニテ格別
・二回運入モノトス

○養蜂

勞力の上に於ても、生産物利用の上に於ても頗る不利なことであつて、合理化した農業経営法とは決していふことができない。殊に経済的に危険を伴うことが多く、一旦生産物の減収又は生産物價格の暴落に遭遇せんか、再び立ち能はざるの悲境に陥ることがある。故に農業經營をして最も安全ならしめるには、事情の許す限り複雑化し、一生産部門に失敗するとも、他に於て成功するやう組織することが大切である。近時我が國に於て獎勵される副業の如きは其の一である。

副業 副業とは農業經營の餘剩勞力を利用して本業たる農業以外に營む業務をいふ。その種類が頗る多いから、よろしく其の他方に最も適當したものを選び之を有利に行ふやう注意を要する。之が選定上注意すべき二二三の標準を示せば次のやうである。

- 一、自家生産の農産物を原料とする副業：製絲、蠶細工等。養蜂
- 二、自家經營の山林、其の他から容易に原料を得られる副業：木工品、杞

柳細工等。

- 三、自家の農地を利用し得る副業：養鯉、養蜂等。
- 四、自家の附近に於て容易に原料を得られる副業：竹細工、木工細工等。

第三章 農業の運営

實際農業を營むに當つて經營自體が一人であるか、二人以上であるかによつて單獨農と共同農に區別し、又經營する土地が自己の所有であるか、然らざるかによつて自作農と小作農とに分ける。

第一節 自作農、小作農

農業者が自己の土地に於て農業を經營するを自作農といひ、他人の土地に於て行ふを小作農といふ。

自作農に於て經營者が特に管理人を置いて實務を行はしめる時は之を管理農といふ。

10月9日

山野牛草、木、養蜂集

自作農 自作農は農業經營上次のやうな利益がある。

- 一、己の土地を己で經營するから、土地を愛護するは勿論、永年に亘る土地改良を施し、地力の維持増進に努める。
- 二、土地經營には何等の拘束を受けることなく、自由に之を利用することができ、内外の事情に應じ、合理的經營を行ふことができる。
- 三、社會的の信用が高いから、何事をなすにも利便が多く、殊に低利の資金を利用することができる。
- 四、自作農は家族労働を最も有利に實現することができる。
- 五、建物農具等も多くは自己所有物であるから、之が取扱や管理は行届き随つて破損を生ずることが少い。

之を要するに自作農は、經營から得た成果の全部を所得として收得することができるから、農業經營中最も有利な形式であり又理想的經營法である。併し自作農を經營するには之を經營するに十分なる資産を必要とし、且經營の才能に長け、勤勉力行經營に

當る修養が肝要である。

小作農 小作農は適當な條件を具備して之を行へば次のやうな利益がある。

- 一、資本を要することが少いから、農業に堪能で熱心なものはたとへ資力乏しい者でも經營することができる。
- 二、小作人の投下する資本に對し、比較的多額の收入を得ることができ
- 三、一定額の自作料を支拂うた残額は、自家の所得となるから、成るべく多額の所得を望み、其の經營を集約に行ふ。

小作農にはかやうな利益があるも、之を自作農に比べると、其の不利な點が頗る多い。特に最近では地主・小作間の爭議が多く、農村問題の一大難關となり、國家將來のため憂ふべき現狀にある。之が對策としては小作制度の整備、小作法の制定、自作農の獎勵、協調機關の活動等々あるも、要は地主・小作兩者とも温情を以て

刈分小作
小作農の一形態である。小作料を一定額に決定せず、收穫の一定比率により地主と小作人との間に分配する方法である。故に之を分益農ともいふ。

① 小作期間の二十年以内のものを普通小作と稱し、我が國では通常三年乃至五年の普通小作が多い。二十五年乃至五十年のものも永小作と稱する。永小作に件ふ權利を永小作權といふ。

② 支拂時期は田地は十二月、畑地は七月又は十一月を通例とする。

③ 今日の小作農の最大短所は此の項にあるから、之が契約を最も嚴密にすること、が特に大切である。

互に相和し、共存共榮の精神を忘れないやう自覺することが大切である。

大地主と小作人との契約の如きも、今までは多くは其の地方の慣習によつて簡單に取扱はれてゐたが、今日にあつては此の契約事項も明確にして後日の紛争の起らぬやう豫め注意することが大切である。

借入條件 小作契約に關し農地借入條件の主要なものは次のやうである。

- 一、貸借物件の種類と數量
- 二、^①小作の始期終期並びに期間
- 三、^②小作料の種類數量及び支拂時期
- 四、^③小作料減額の條件
- 五、期間前の契約解除の條件
- 六、小作料不拂に關する規定

七、土地利用法に關する制限

八、貸借物件返還の方法及び期日

其の他期間内に小作人の死亡した場合の規定、租税並びに公課負擔に關する規定等を設けることが大切である。

第二節 農業の實務

第一款 事業年度

事業年度 農業者が實際經營に當るには、先づ事業年度を定め、然る後事業の設計を立て、それに基いて實務を完全に遂行しなければならぬ。事業年度は事業の種類と性質とによつて定まり、農業は普通一年を以て作業が一循環するから、一箇年を以て事業年度とする。

事業年度の始期は主要作物の收穫が終り、原料又は收穫物等の評價をなすに最も便利な時で、而も農閑の時期が適當である。故

に我が國に於ては溫暖地方と寒冷地方とに依つて多少其の時期を異にするが、通例二月一日を以て最適期と定めて居る。

第二款 事業の設計

事業の設計 事業の設計は之に伴う現金收支の豫算と共に前事業年度の終りに計畫編成する。

耕種組織では、其の事業年度内に栽培すべき作物の種類品種並に數量を定め、次に之を栽培する農地を配當し、作付順序を決定する。

養畜組織では先づ作物栽培の設計をなし、其の生産額と購入飼料の數量とを對照して、家畜の種類と頭數とを決定する。

農産加工組織では農場生産物の種類數量並に加工程度に應じて其の規模の大小を決定する。

かやうにして事業の設計を行へば、右設計に伴ふ勞力、種畜、肥料、飼料、原料等を詳細に調査して始めて農場全般の生産高及び其の

豫算に於て剩餘金があり、農家の生計費を支辨して尙剩餘金ある時は事業の擴張に用ひ、又不足する時は借入金をするか或は收入増加の途を講ずることが大切である。

經費を見積り得るのである。

今豫算を立てる基礎となるべき諸項目を列擧すれば次のやうである。

一、收入之部										二、支出之部																					
年	諸	未	植	畜	農	副	雜	年	種	肥	飼	農	土	建	農	薪	雇	租	雜	種	肥	飼	農	土	建	農	薪	雇	租	雜	
度	預	收	産	産	産	業	收	始	苗	料	料	産	地	物	具	炭	人	費	費	苗	料	料	産	地	物	具	炭	人	費	費	
始	金	金	物	物	加工	收	入	現	費	費	加工	改	改	具	具	料	料	費	費	費	費	費	加工	良	良	具	具	料	料	費	費
在	高	高	却	却	却	入	入	在	費	費	材料	良	良	費	費	費	費	費	費	費	費	費	材料	費	費	費	費	費	費	費	費
高	高	高	高	高	高	高	高	高	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費

第三款 農務の實行

農務の實行 事業計畫並に豫算の編成を完了すれば、次に農務の實行に移る。農務には農務の指揮監督材料の購入生産物の販賣資金の調達財産の監査書類帳簿の整理等がある。

一 農務の指揮監督

農務の實行に當り、指揮監督の方法は農業規模の大小により異なり、中小農では主として家族勞力であるから經營者は率先して勞働に隨ひ、大農では多數の勞働者を使用するから、經營者は専ら指揮監督の任に當らなければならぬ。今農務の實行上農業經營者が心得べき大綱を掲げると次のやうである。

一、勞力の分配を良好らしむること。

經營者は豫め作業の種類と分量とを調査しおき、之を勞働者の年齢男女別に適當に分配し、各人の能率を高めると共に、愉快に事業に精勵するやう配當せねばならぬ。

二、經營者は家族並びに雇人に率先して活動すること。

經營者は先づ始業前農場に出で、勞働者に對する作業の配當使用農具の準備・點檢等をなし、作業開始と共に自ら率先して作業に従ふときは、其の效程を進め、家族並に雇人をして規律を守り時間を嚴守する良習慣を作ることが出来る。

三、作業はよく秩序あらしめ、季節に後れないやうにすること。

經營者は豫め作業の順序を定め、之を秩序正しく實行するやう留意すると共に、作業は季節に後れないやう常に仕事を追ふて經營すべきである。天候勞力等の關係上適期に作業を行ふことができない時に寧ろ遅れるよりも早い方がよい。

四、經營者は農場を巡視すること。

大農場は勿論小農場と雖も時々農場を巡視して、農場の現状をよく監査する必要がある。殊に植付當時や收穫の時期に於ては一層其の必要がある。

五、經營者は最も遅く農場を去ること。

經營者は當日に於ける作業の終局を調査し、翌日の作業豫定に齟齬なきやう注意を要する。又天候模様により收穫物肥料其の他の物品等を適當に處理する必要があるから、作業終局後農場を巡視して後去らねばならぬ。

二 材料の購入

農業經營上必要な諸材料は次のやうな注意の下に購入しなければならぬ。

一、購入品はよく其の用途に適し、且廉價なるものを選ぶこと。
使用の目的に適し廉價なるものは生産費を低下せしめて經營の効果を有利ならしめる。

二、購入品は其の品質を明確に知ること。

購入品中の肥料又は飼料の如きものは其の品質を簡單に鑑別することは困難であるが、併し品質の良否によつて價格の決定使用の分量等を斟酌する基礎となるものであるから、之は必ず明確にする必要がある。小農では購入量が少いから、大量取引に比して概して高價となり

肥料の鑑定・分析は農事試験場等に依頼すれば確實である。

易い傾向があるから、購買組合の如きものに加入して之を利用するか又は共同購入によるがよい。

三 生産物の販賣

今日の如き經濟組織に於ては、農業經營の最後の成果は生産量の多きよりも、貨幣價格の高きを目的とするから、寧ろ生産量に全力を注ぐよりも販賣法を研究し、常に商機を逸せず最も高價に販賣するやう留意せねばならぬ。今生産物販賣上注意すべき事項を述べるゝ次のやうである。

一、最良の市場を選択して販賣すること。

豫め市場の廣狹・販路の確否・運賃關係手数料の多寡等を調査し、最良の市場を選択して販賣することは便利であり又有利である。

二、販賣の好機を捉へ、平均賣の方法をとること。

生産物の價格は變動し易く、一定の價格を保つものが少いから、常に市價に深く注意して、販賣の好機を逸してはならぬ。經濟上から見ると

① 平均價を定めるは甚だ困難なことであつて、これを知るには市場に於ける各季各月の物價の高低を調査することが大切である。市價騰貴の見込ある時は將來までの利子・倉敷料・貯藏中の損失・減量等を見積つて、其の損失を研究して後處理するを要す。

きは最も高價の時販賣するを可とするも、之は實際上甚だ其の機會を捉へることは困難であるから、農家は常に平均賣の方法をとるべきである。併しやゝもすれば小農は資金に困窮し、生産物價の高低の如何を問はず投賣をなすことがある。最も慎しむべきである。

三、大量販賣の方法を採り有利に販賣すること。

小農の生産物販賣量は小量であるから、大量販賣に比し不利な場合が多い。故に販賣組合又は出荷組合等を組織して、生産物の品質を統一し大量販賣をなし取引上の利益を圖るがよい。

四、市場の状況により貯藏または加工すること。

農産物の種類並に市場の状況により一時之を貯藏し、又は加工して販賣するを有利とするものがある。併し資金等のため貯藏の困難なものは農業倉庫に依託し一時の金融を得ることが肝要である。

五、販路擴張を圖ること。

市價を騰貴せしめ有利に販賣する間接的な方法としては他の同業者と聯絡協力して、廣告其他宣傳をなし、需要の増加、販路の擴張を圖る

ことが大切である。地方特産物については一層其の必要がある。

四 資金の調達

農業經營者は土地建物農具肥料飼料等を購入するため資金を必要とする。若し其の資金に不足を生ずる場合には生産物を賣却するか、又は一時借入をなすかせねばならぬ。併し既に述べたやうに生産物の賣却には商機があり、投賣は最も不利であるから成るべく之を避けて、確實に返済し得る範圍内の資金を他の農業金融機關から融通することが大切である。

農業金融は他の産業金融と異なり、借入期間が長期で、利率は低廉で而かも年賦償還をなし得るものでなければならぬ。故に我が國の如き小農の多い所では少額の資金を簡単な手續で借入れることができるものでなければならぬ。

五 財産の検査

農場内に在る一切の財産を定期若しくは臨時に調査して財産

臺帳と對照し、整理することが大切である。殊に年度末には精細に調査してこれが評價をなし、臺帳と照合して一致せしめ、又修理補充して新年度の作業に差支なきやう準備せねばならぬ。

財産検査上主要な注意事項は次のやうである。

土地の検査 土地の境界、溝渠、道路、堤塘、橋梁等の破損の有無を調べ、其の破損箇所は修繕する。急を要するものは直ちに修繕すべきであるが、然らざるものは勞力分配上農閑期に行ふがよい。

建物の検査 住宅、作業場、倉庫、收納舎等の臨検をなし、破損の箇所を調査する。作業場、收納舎は春秋の農繁期に至らない以前に之を行ひ、住宅は急を要せぬ箇所はなるべく農閑期に修繕するがよい。すべて小修繕は經營者自ら之を行ふやう心掛け、大修繕は必ず見積をとつて然る後技術者に行はしめるやうにする。

農具の検査 農具の整不整備、不備は作業能率の上に大なる影響があるものであるから、之は努めて綿密に検査し、修繕を要するものは農閑期

に修繕し、不足のものは直ちに之を補填し、作業に事缺かぬやう注意を要する。農具は概して其の種類、數量が多いため、較もすれば散逸紛失し易く、又手入不足となつて破損し易い。故に年度末等に於ては殊に財産臺帳と照合して種類、數量を確めると共に修繕費、減價等も見積ることが次年度の豫定を立てる上に大切である。

家畜の検査 小農家では家畜の飼養が僅少で殆ど特別な検査を行ふ必要がないが、大農家ではその必要がある。その場合は大體年度末に於て、家畜の年齢、體重、用途等を臺帳と照合して其の價格の増減を評定し、その維持費の計算をなす。家畜は病に犯されて不慮の損失を蒙むることがあるから、衛生には特に注意する必要がある。

作物の検査 茶樹、桑樹、果樹、林木等の立木圃場に栽培する作物は、年度末に評價する。果樹の如く永年作物の評價は最盛期の前後により評價價格に増減あるものであることを忘れてはならぬ。栽培中は肥培、剪定、整枝を行ふことが大切である。

現物現金の検査 現物例へば未販賣物、肥料等は常に其の數量が變動

近時は家畜保險なるものがある。之を利用することも損失を少くする一法である。

するから其の出納を明瞭にし、且時々臺帳と對照して殘高と現物と一致するか否かを検査する必要がある。

現金は毎日帳尻と現在高とを照合して其の一致を圖る。現金の取扱は總て簿記法により出納決算を明らかにし、其の増減を一目瞭然たらしめるやう日々心掛けることが大切である。又不必要な現金はなるべく手元に長く置かないで速に預金することが肝要である。

六 書類帳簿の整理

多くの書類中貸借・賣買・小作料に關する書類は、最も重要な書類であるから、之をよく分類整理して保管しなければならぬ。又現物と現金の收支に關する帳簿は正確明瞭に記載せねばならぬ。大農場では簿記に熟練した事務員を雇入れ、記帳の任に當らしめるが、小農家では農業經營者自らこれ等の事務を執り、就業中と雖も常に手帳を所持して備忘に供し、歸宅後之を帳簿に轉記して整理することが肝要である。

第四章 農業簿記

第一節 農業簿記

一般に財産の異動を計算する目的で帳簿に記入する組織と方法とを簿記といひ、農業經營に關する一切の會計及び事業を帳簿に記入し、以て農業經營の損益を明にするを農業簿記といふ。其の利益は次のやうである。

- 一、農業各部の損益状況を一目瞭然たらしめるから將來の農業經營の方針を有利に且容易に決定することが出来る。
- 二、收支決算を明瞭ならしめるから、冗費を省き収益を増加せしめる。
- 三、財産状況が明確となるから業務に忠實となる。
- 四、大經營では農場の資本検査を容易ならしめる。

簿記は帳簿の組織と記入の方法とにより之を單式簿記と複式簿記とに分ける。前者は記帳が簡單であつて、從來我が國で行は

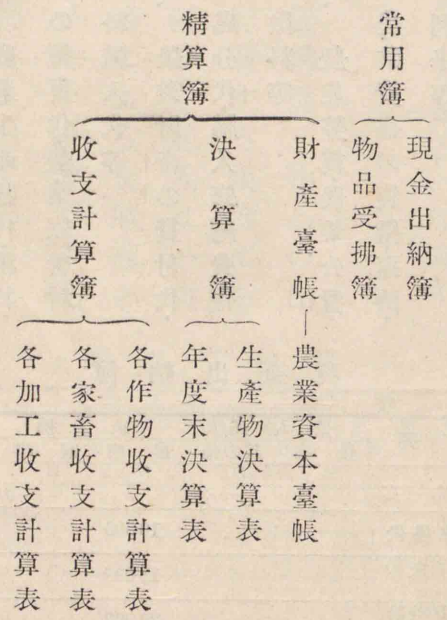
れた帳合法の如きもこれに属する。後者は記帳が複雑であるが前者より精密完全である。故に大農場の経営等に適するが、我が國の如き小規模の農業では單式簿記で十分である。記帳上注意すべき事項は次のやうである。

- 一、各帳簿には毎葉必ず丁數を附して取扱上便ならしめる。
- 二、記入は移動の順序により其の都度之をなし決して他日に延してはならぬ。
- 三、記帳文字及び數字はすべて明瞭にする。
- 四、文章は最も簡潔ならしめる。
- 五、記入の際若し誤記せる場合は必ず明瞭に之を訂正し、且訂正したる理由を明示する。

第二節 帳簿の種類

單式簿記による帳簿を分けて常用簿と精算簿との二種とする。

常用簿は日々の記入をなすものであり、精算簿は常用簿により各事項の状態を明らかにするものである。これ等の帳簿を細分すれば次のやうになる。



現金出納簿 日々の現金の出納を記載する帳簿である。毎月末に合計を行ひ、受入高が其の月の支拂高と残高との合計に符合するか否かを検する。

懸賞等は別に覺帳を作り、それに記し置き、實際に現金を受取つたとき一括して現金出納簿に入する。

此の帳簿により農業經營上現物の移動状態を明らかにする。

現金出納簿には主として次の項目を記載する。

- 一、農業生産物代現物の轉賣代農業經營材料購入代等
- 二、農業財産の貸付代處分代購入修繕費保險料等
- 三、農業勞賃農業公費農業資金の貸借返済利子等
- 四、その他農業經營に關する現金の受入と支出

現金出納簿

月日	摘要	受入高		支出高		残高
		農事	その他	農事	家事	
	繰越高		90000			90000
"	農具修繕代			10000		80000
" 10	過燐酸石灰10叭購入			18000		62000
" "	大豆粕10枚購入			20000		42000
" 15	玄米 5石賣却	87500				129500
" 20	子豚 3頭賣却	18000				147500
" "	信用組合へ預金					100000
" 30	人夫賃支拂			50000		32500
" 31	鈴木商店支拂				20000	12500
五月分合計		105500	90000	63000	20000	12500

此の帳簿は他の總ての帳簿の基本となるものであるから記入洩れなきよう細心の注意を要する。

物品受拂簿

物品の出納を記載する帳簿である。帳簿の記入は一般に價格によるを原則とするが此の帳簿では便宜數量によつてゐる。物品受拂簿は農業上取扱ふ物品の種類毎に口座を設けて記入する。

物品受拂簿 (玄米之部)

月日	摘要	受入高		支出高		残高
		農事	その他	農事	家事	
5 1	繰越高		80000			80000
" 10	鈴木商店ニ(16圓換)賣却					5000
" 18	家事ニ拂出ス(16圓換)			3000		72000
8月分合計			80000	3000	5000	72000

記載方法及び月末計算をなすことは現金出納簿と同様である。財産臺帳 農業經營上其の資産の現狀と其の變動とを明瞭にする帳簿である。之を次の七種に分ち各左の事項を記載する。

- 一、土地部 地番地目 面積・地價・土地の評定 價格・土地改良の評定 價格
- 二、建物部 住宅・納屋

財産臺帳

資本表 (土地之部)

年月日	種目	數量	價格	摘要	備考
6 2 5	年度始現在高		円		
	水田	8段0步	4800 000	山崎村字八百田五番地(二毛田)	地價40圓
	普通畑	6段8畝	2040 000	山崎村字棚山三十二番地	地價20圓
	桑園	8段2畝	2460 000	山崎村字坊四〇九四番地	地價20圓
	合計	2町3段步	9300 000		
7 1 31	年度末現在高	2町3段步	9300 000		

- 井戸・肥料舎・塙壁・橋梁等の構造・面積・評定價格
- 三、農具部 農具の種類は頗る多いから大農具の他は耕種用具・畜産用具・養蠶用具・加工用具・雑具等に大別して、それ等の數量と評定價格
- 四、畜産部 牛・馬・豚・鶏等の用途・年齢・評定價格
- 五、作物部 果樹・桑樹・茶樹・林木・二年生作物

財産臺帳

資本表 (家畜之部)

年月日	種目	數量	價格	摘要	備考
6 2 1	年度始現在高		円		
	牛(牝)	1頭	200 000	六歳ニシテ役畜用	
	仔牛(牡)	1頭	50 000	五年六月生	
	鶏(成鶏)	20羽	30 000	白色レグホーン種	主トシテ放飼
	鶏(雛)	100羽	10 000	同上種	自家孵化雛
	合計		290 000		
7 1 31	年度現在高				
	牛(牝)	1頭	200 000		仔牛賣却
	雞(成鶏)	70羽	105 000		
	合計		405 000		

決算表

年度末決算表 (昭和十年度)

種目	年度始	年度末	差引		備考
	現在高	現在高	増	減	
	資本				
土地部	9300000	9300000			
建物部	3045640	3046640			
農具部	477830	477830			
家畜部	290520	405000	15000		
作物部	859520	859520			
現物部	859570	121700		61870	
貨幣部	50000	130000	80000		
合計	14206560	14339690	156000	91870	
	負債				
農事負債	130000	70000		60000	
農事未拂金	50000	60000	10000		
合計	180000	130000	10000	60000	
	差引				
差引決算	14206560	14209690			
増			183130		

決算簿 一年間に於ける
 收支を決算して、經營

物等の評定價格
 六、現物部 種苗肥料
 飼料・燃料・未販賣物の
 數量と評定價格
 七、貨幣部 預金現金
 未収入金の取引先並
 に其の金額
 財産臺帳は年度始に
 其の現在高の合計を記
 入し置き、年度末に至り
 現在高の合計を求めて
 之を記入する。

決算表

生産物決算表 (昭和十年度)

種目	生産高	使用高			残高	備考
		農事	家計	賣却		
粳米	石 38700	石 12000	石 5000	石 8000	石 25000	3石7斗ハ小作米
糯米	1500		1200		1200	300
麥	9100	3500		5000	8500	600
大豆	1200		100	1000	1200	0
繭	貫 156000			貫 156000	貫 156000	0
鶏卵	個 3000000		個 80	個 2200000	個 3000000	0

三八石七斗中二斗作米トシテハイリ三石七斗ハ小作米トシテ申シタス

農業日誌

月	日	天気	作	業	男	女	男	女	馬又	記	事

の損益状況を明瞭にする帳簿である。これに次の二表を作製する。

生産物決算表 此の表を作製するには物品受拂簿の各部の總計から轉記すればよい。物品の返却による受入、小作料の受入等は生産高欄に記入し、備考欄に其の事由を附記する。

年度末決算表 事業年度内に於ける農業經營の損益總計を決定するために設けた表である。財産臺帳から轉記して作製する。

收支計算表 事業の一單位毎に其の收支を調査して損益を計算し、將來の事業計畫の參考材料に供するものである。購入物品は現金出納簿から、現物を使用したときは物品受拂簿から轉記する。

雇人等は農業日誌と現金出納簿とから計算轉記すればよい。この他に農業日誌が必要である。農業日誌は過去と現在とを一目瞭然たらしむるもので、之を基礎として將來採るべき經營方針を確立し得られ、重要なものであるから正確に記帳するやう注意

を要する。

第五章 農業の成果

第一節 農業總收入經營費及び純收益

總收入 農業の計畫を實行した成果は其の年度内に於て收穫したあらゆる生産物の價格と、作物並に家畜の増加價格との總計を以て知られる。これ等の總價格を農業の總收入又は粗生産といふ。總收入は次の項目の金額を諸帳簿の帳尻から計上して知ることができる。

- 一、販賣生産物の數量と價格現金出納簿收穫物一覽表
- 二、農家の家計に消費した生産物の數量と價格收穫物一覽表
- 三、農場に於ける各種設備の維持又は新設のため消費した生産物の價格收穫物一覽表(財產臺帳)
- 四、他人に贈與又は勞賃として支給した生産物の數量と價格(日誌・覺帳)

總收入を總收益ともいふ。

① 土地改良・建物・農具の如きものをいふ。

① 作物と家畜との増加價格は、農場に於ける作物栽培及び家畜飼養上増加せし價格の意味である。購入せし家畜の價格が増額した場合に、其の購入價格と現在の評定價格との差額がそれである。

五、作物家畜並に現物の増加價格(財產臺帳)

此の他前年度末の繰越高と本年度末の繰越高とも比較して、其の差額が多ければそれを總收入に加へる。

農業總收入の例

第一例

一、耕種收入	二、〇七五・五六
二、養畜收入	二六〇・七七
三、養蠶收入	一、六〇八・一〇
四、農産加工收入	九四九・八
五、其の他收入	一一一・〇七
合 計	四、一五〇・四八

備考 本調査は東京府下某農家のもので田三七・六亞、畑一・一四頭、桑園八十九亞を經營し、家族男三人、女二人、計五人、他に常雇男一人ある。役畜として牛一頭飼養する。農業資本價格は一九、四四六・九一で、田十亞(一反)當り七〇〇圓、畑二五〇圓である。(昭和二年十月帝國農會)

調査

第二例

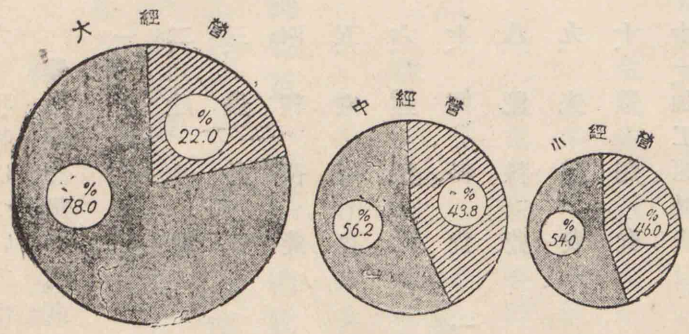
一、耕種収入	五、七五九・一三	(田畑十亞當五七〇二餘である。)
二、養畜収入	五八〇・三四	
三、養蠶収入	六八三・四二	
四、農産加工収入	二〇六・八八	
五、其他収入	一、〇〇六・〇八	
合計	八、二三五・八五	

備考 本調査は新潟縣下の某農家のもので、田五・一五頭、畑四・八五頭、桑園一・二九頭を經營し、家族男二人、女三人、計五人、他に常雇男三人ある。役畜牛一頭、馬一頭を飼養する。

農業資本価格は七、七四五・〇二で田十亞(二反當り七五〇圓)畑二七九・五〇圓である。(昭和二年十月帝國農會調査)
 經營者が農業總収入に對し之に要した人件費と物件數

作物・家畜は普通の肥培、飼養をなすも老齡廢物となるがために毎年減價を見積る。而して賣却によるものは計上しない。現物は前年末現在高に比較して本年度末現在の購入及び自給現物の減價である。

圖解 灰白區は農業經營費。斜線區は農業所得。



表圖合割得所業農と費營經るけ於に入收總業農

とを合せたものを經營費といふ。

經營に要する經營の主要項目は次のやうである。

- 一、現金支拂の諸材料費・勞賃・保險料並に租税等(現金出納簿)
- 二、現物で支給し、又は支辨した材料費・勞賃等(收穫物一覽表)
- 三、自家勞働の報酬見積高等(作業日誌)
- 四、土地改良・建物・農具・植物・動物及び現物の減價等(財產臺帳)
- 五、作物並に家畜の減價は、販賣によるものは之を除き、前年度末に存在した價格に比較して、其の年度に於けるこれ等の減價をいふ。

六、現物については前年度現在高に比較しての現物の減價である。
農業經營費の例(東京府下農家總收入調査の農家)

一、土地改良費	—	十二、勞賃	三八六・二二
二、建物費	一七三・〇〇	十三、畜力費	三七・二五
三、農具費	二三八・〇五	十四、動物減價額	四・二九
四、種苗費	三九・五一	十五、植物減價額	—
五、家畜費	六五・〇五	十六、賃借料	—
六、蠶種代	四八・六〇	十七、租稅諸負擔	一六一・九三
七、飼料費	一〇一・八一五	十八、小作料	六八・七四
八、肥料費	四一八・五二	十九、負債利子	—
九、光熱費	七〇・〇〇	二十、其他	一二五・九〇
十、藥劑費	三〇・〇〇	合計	二、八九七・三八
十一、加工原料費	三九・一七		

生産費 農業の生産費は農業のため使用した資本に對する利子

と農業經營費との合計をいふ。資本に對する利率は、地方により相違あるも、我が國に於ては年五分位に見積ればよい。

生産費の例(東京府下前掲農家)

- 一、農業資本一九、四四九・一圓に對する年五分の利子 九七二・三三四
- 二、農業經營費合計 二、八九七・三八
- 合計 三、八六九・七二

備考 本農家は總收入四、一五〇・四八圓に對し生産費を三、八六九・七二圓をかけてゐる。

純収益 前記の總收入と經營費との差が即ち純収益である。故に純収益は農業に使用せし資本の利子と、企業利潤とに當る。此の純収益多い場合に農業は引合ひ、少い場合に引合はないことになる。

純収益の例(東京府下前掲農家)

- 一、農業總收入 四、一五〇・四八

$$\text{純収益} = \text{總收入} - \text{經營費}$$

$$\text{企業利潤} = \text{總收入} - \text{生産費} \quad (\text{資本に對する利子} + \text{經營費})$$

$$= \text{純収益} - \text{資本に對する利子}$$

$$= (\text{純収益} - \text{資本に對する利子}) + \text{企業利潤}$$

① 前年度末に存せし現物が、此の價格だけ其の年度に於て農業のため消費したことになる。
通常年度始現在の農業資本の總價に當る。

② 七十一頁参照

③ 農業資本の利率を五分として控除せば其の殘額は企業利潤となる。

純収益 = 總收入 - 經營費
企業利潤 = 總收入 - 生産費
= 純収益 - 資本に對する利子

二、農業經營費

二、八九七・三八

三、純收益

一、二五三・一〇

備考 農業資本に對する利廻は六分四厘餘となる。

併し純收益の多少が必ずしも農業者の所得の多少を決定するものでない。例へば小作農の場合に農業其のものが引合ふとも小作料の高い場合又は高率の借入金が多い場合は農業所得が少くなり、之に反し純收益が少くとも勤勉よく事に當り、自家勞力をよく利用した場合は自家勞働報酬が多くなつて、結局農業所得が大となるが如きである。

第二節 農業所得

農業經營者が其の農業經營によつて收得する所得を農業所得といふ。自作農で負債のない場合は最も農業所得が多く、普通純收益に家族勞働の報酬を加へたものである。

負債を有する農業者は借入金に對する利子を所得から差引かねばならぬ。其の残額が所得となる。

自作農所得=純收益+勞働報酬
-借入金の利子
小作農所得=純收益+勞働報酬
-小作料-借入金の利子

自作の所得=純收入-經營費+勞働報酬=純收益+勞働報酬

小作農の場合は、小作料の支拂を要するから、自作農の所得から小作料を除いた残額である。

小作農の所得=純收益+勞働報酬-小作料

農業所得の増進 農業所得の大小は農業資本の多少、農業組織の適否、勞力の良否、勞働能率の高低、經營者の學識、經驗の有無、負債額の多少等によつて異なるが、經營上左の事項に注意すれば其の所得を増進することができる。

一、土地利用法に注意し、常に地力の増進を圖ること。

二、建物農具等は、適當の修繕を行ひ、其の保存を圖り、使用年數を増加すること。

三、作物並に家畜は優良品種を選択すると共に、之が栽培飼養等につき常に改善を計り、其の實績を上げること。

四、勞働の分配を適當にし、つとめて新機械の活用を圖り、生産費を低下

すること。

五、雇傭勞力は成るべく之を減じ、家族勞働を十分に利用すること。

六、家族は協同一致以て農業の改善に努力すること。

七、肥料其の他材料の購入方法を研究し、良質にして安價なものを購入すること。

八、生産物の販賣方法を攻究して、確實に且有利に販賣すること。

九、資金を必要とする場合には、低利の融通を受ける途を講ずると共に、一方經營者は常に勤儉貯蓄の精神を以て經營資金を積立て置くやう心掛けること。

十、經營者は學問の進歩に遅れぬやう修養をなし、經濟事情に精通し、以て農業に對する見識を涵養すること。

十一、勞働を尊重し熱誠を以て農業經營の改善を圖ること。

十二、經營者は常に公共團體の農業助成機關を十分利用し經營の改善に資すること。

第六章 農家の生計

農家經濟の主體をなすものは即ち農業所得であつて、此の他若干の副業収入・財産収入・臨時収入等がある。

すべて一家の生活程度は其の収入によつて決定されるものであつて、収入以上の生活をなす時はいふまでもなく財産の減少か又は借入金増加である。かやうに財産が減少し借入金増加は日々の生活の基礎を薄弱にし、安じて農業に従事することを不可能ならしめる。故に農家は入るを量つて出づるを制するの理に従つて、生計費の各費目に互つて努めて節約を守り、たとひ僅少たりとも餘財を蓄積するやう一家を經營することが緊要である。生計費 生計費は經營者及びその家族の生活に要する費用であつて、住宅費・飲食費・被服費・光熱費・什器費・修養費・教育費・交際費・諸掛・嗜好費・娛樂費・保險衛生費・冠婚葬祭費等其の他各項目がある。

農家經濟に強味
があり安定であ
ることは、生
活の根源たる食
糧品の自給であ
る。この事は忘
れてならぬ大切
な事柄である。

帝國農會調査にかゝる農家百八十一戸の戸當平均生計費は
一千百十七圓餘であつて、飲食費最も多く四十四・三パーセントを
占め、他は何れも十パーセント以下で、其中五パーセントまでの
ものは被服費・交際費・光熱費・冠婚葬祭費・其の他の五項目であつて、
他は何れもそれ以下である。而して現金支拂額は生計費の總額
の五十四・四四パーセントを占め、現物支辨額は四十三・五五パーセ
ントであつて、残りの三・〇一パーセントは減價額に相當する。
豫め收入によつて各費目に對する豫算を立て簿記法によつて
其の收支の状態を明らかにすることが節約貯蓄の第一歩である。
この他農家の生計を節約する重要な事項を列擧すれば次のや
うである。

- 一、生活の分度を定め奢侈を嚴に戒め生活の緊縮を圖ること。
- 二、物品の購入については果して必要なや否やを熟慮し、氣ままに不
用の物品を購入するが如きことをなさざること。

購買組合・共同
購入等によるを
可とする。

- 三、生計用品は良質の物を安價に購入する方法をとること。
 - 四、生活の必需品は現金支拂の方法によること。
 - 五、住宅・家具・衣服・其の他の物品の保存に注意し、永く使用すること。
 - 六、廢物利用をつとめて工夫すること。
- かやうにして生じたる餘財は、信用組合又は確實なる銀行等に
預け入れて利殖を計り、以て臨時の支出事業の擴張、或は負債の整
理等に充て農家の生活を合理化することが肝要である。
- 家齊ふて國治る。衣食足つて禮節を知る。人は一定の財産を
有し、生活の安定を得て始めて人としての道を踏み、國家社會に奉
公の誠を效すことができるものである。
- 故に農業者は常に「忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ」の精神を服膺し
て農業に従ひ、清き財産の蓄積に努力することは、人生最高の目的
を達することとなり、又農業の目的を果すことともなるものであ
る。

第七章 農 學

農學 農學は既に學んだやうに農業を研究し、其の原理を究め、之が改良發達を圖る學である。これを大別して農業生産學と農業經濟學との二とする。

農業生産學は各種の農産物を生産する技術と原理とを究める學であつて、理化の如き自然科學の知識を必要とする。

農業經濟學は農業の全般に互つて、最多の所得を收める方法を研究する學であつて、經濟學の知識を必要とする。

農學を分科すれば次のやうになる。

- 一、農業生産學
 - (イ) 栽培學(植物生産)
 - (ロ) 畜産學(動物生産)
 - (ハ) 製造(農産加工)

農業經濟學の研究の立場、目的

- 1. 農業經濟學
- 2. 經濟學
- 3. 農業政治

二、農業經濟學

經營評價簿記計算市場

(1) 農業一大部は農業生産である。尚林業と漁業は總て包括して農業の内に入れることもあるが、原始林

(2) 農業經濟學は、その研究の中心は、農産物の生産から林業を伐採し、河海に自生する魚族を捕採するなどは、何れも農と呼

(3) 農業經濟學は、農産物の生産から林業を伐採し、河海に自生する魚族を捕採するなどは、何れも農と呼ぶことは出来ぬものである。併し人為に樹苗を植ゑ、患害に對して保護

農業經濟學は、農産物の生産から林業を伐採し、河海に自生する魚族を捕採するなどは、何れも農と呼ぶことを加ふる如き、又鱒などを人工養殖して成長せしむる如き、共に立派な農

業經濟學と見做す。ただ農以外のことを含むのであるから、ラントスにテリ。

(3) 農業經濟學は、農産物の生産から林業を伐採し、河海に自生する魚族を捕採するなどは、何れも農と呼ぶことを加ふる如き、又鱒などを人工養殖して成長せしむる如き、共に立派な農業經濟學と見做す。特に林業といひ、漁業といつて別に取扱つてゐる。

農業經營學 農業經濟學の實際的方面であつて、農業者が或資料を以て實際に農業を經營し、最多の所得を收めんとして攻究する

學をいふ。故に農業經濟學とは全く不離の關係にあるものである。又經營の現状並に其の収益如何を明瞭ならしめるために農

業簿記及び經營の實際に當つては農業法規を必要とする。

農業の起原 農は生存の根柢であり、文化の基礎であるから何れの國

農業の起原

農は生存の根柢であり、文化の基礎であるから何れの國

Arthur young
(1741—1820)
(1752—1828)
Arbrecht tha
er
我が國の農學書
として古いもの
では「親民鑑日
集」「百姓傳記」
がある。



グンヤ、ーサーア



ヤーテ、トヒレブルア



淵 信 藤 佐

に於ても最古の文書には既にこれに關する記事が散在し、又永い經驗を編述した所謂農學は中世以後少くない。併し系統を立てて研究を始めたのは元より新しく、科學としての農學は漸く第十九世紀に入つて後成立したものである。

近世の科學は第十五世紀頃から起り、第十八世紀に至つて各般の研究が進んだ、その成果を採つて以て築きあげられたものは農學であつて、その大成に關與した學者は甚だ多い。就中著しきものは、經濟學の父と呼ばれるアダム・スミス、生物自然分類の泰斗リネウスを始めとし、英のアーサー・ヤング氏などで、殊にヤング氏は自ら農場の經營者として實際について研究調査し、更に獨逸の碩學アルブレヒト・テューヤ氏はヤング氏等の論旨に

共鳴し、遂に「合理的農學原論」(一八〇九—一八一二年)を大成し始めて農

宮崎安貞の著書では「農學全書」があり、佐藤信淵のものは、「草木六部耕種法、栽培科錄、農政本論、經濟要錄」等、大藏永常のものでは「農家益、農稼肥培論、農業便利論、農稼錄、油菊錄、棉圃要務」等がある。

學の基礎を確立した。

我が國に於ても宮崎安貞、佐藤信淵、大藏永常等の諸學者があつて、農業に關する尊い研究をなしてゐたが未だ完全なものでなかつた。然るに維新後歐米文化の輸入と共に、頓に斯學の研究が進み、多數の翻譯書も現はれ、農業學校も設立せられ、斯學によつて身を立てるものも出でて漸次其の發達を見、今日では我が國獨特の研究も出るやうになつた。

第二編 農業政策

第一章 總論

農業と國家 農業は國家の繁榮と國民の福利とを圖る最大切な職業であつて、之なくしては一日も人類の生存を許さぬといつても過言ではない。かやうに重大な使命を有する農業を自然の儘に放任せんか、其の前途眞に樂觀を許さぬものがある。茲に於てか國家並に公共團體は農業の改良進歩と、農業の繁榮とを企圖し、國民福利の増進を目的とする政策を樹立してゐる。之を農業政策といふ。

農業政策 農業政策は工業政策、商業政策と共に經濟政策の一部であつて、其の全體ではない。故に農業政策のみを考へて他を顧慮しないでは、決して國家社會全般に亘つての福利を増進するこ

とができるものではない。それであるから常に商工業を參酌して適切なる農業政策を立てると共に、國民經濟全般と利害關係の密接なるものに關しては干涉、強制の方策を講じてゐる。

農業行政機關 各種の農業行政は、中央と地方との行政機關により連絡統一され事務が遂行されてゐる。

中央農業行政機關 農林大臣が之を管掌し、其の下に農務、畜産、蠶絲、米穀、山林及び水産の六局がある。事務を處理するため之を更に二十二課に分けてゐる。尙臨時に經濟更生部を設けて産業組合、金融、副業等の事務を分掌せしめてゐる。

地方農業行政機關 地方長官が之を管掌し、北海道に於ては經濟部と拓殖部、府縣に於ては經濟部の主管の下に數課を置く。地方長官は農林大臣の指揮の下に、市町村長は地方長官の指揮監督の下に、何れも所管内の農業行政事務を掌る。

農業教育機關 農業教育機關は文部大臣之を管轄し、其の下に專

問實業普通及び社會教育の四局があつて其の事務を分掌する。地方長官は文部大臣の指揮監督を受けて、農業教育行政を実施する。

國家の設置せる農業教育機關には帝國大學農學部、高等農林學校、高等蠶絲學校等がある。地方公共團體の施設としては、農業學校、青年學校等がある。

第二章 農業諸團體

農業の發達を計り、農業者の福利を増進するには、先づ第一に農業者の自助に基礎を置くことが肝要である。併し個々の力では甚だ微弱であつて、よく其の目的を達成することができ難い。故に多數團結の力によることが最も有力である。これ農業團體の必要な所以であつて、今日は國家の適當な保護監督の下に各種の農業諸團體ができてゐる。

一 農會

農會の種類 我が國の農會には有志農會と法律農會とある。前者は大日本農會、大日本蠶絲會であつて、社團法人である。後者は法律の規定によつて設立されたもので之には市町村郡府縣農會及び帝國農會の種類がある。之等は行政區劃を標準として組織されたもので系統農會ともいふ。公法人である。

農會の目的 農會は農業の發達改良を圖るを目的とするも、營利事業は行ふことができないことになつてゐる。法規上許された事業は左のやうである。

- 一、農業の指導獎勵に關する施設
- 二、農業に従事する者の福利増進に關する施設
- 三、農業に關する研究調査
- 四、農業に關する紛議の調停又は仲裁
- 五、その他農業の改良發達を圖るに必要な事業

大日本農會は明治十五年に設立され、法律農會は明治三十二年法律の規定によつて設けられた。

大日本農會
大日本蠶絲會

市町村農會の組織

市町村農會の組織

市町村農會の組織

市町村農會の組織

市町村農會の組織

市町村農會の組織

市町村農會の組織

市町村農會の組織

市町村農會の組織

農會の組織設立

農會を組織する地區は、大體に於て行政區劃を標準として定められ、市町村農會は其の基礎をなすものである。郡農會では、其の地區内の町村農會、道府縣農會では、其の地區内の市農會、郡農會及び郡農會の會員にあらざる町村農會、帝國農會では道府縣農會を會員として組織される。

農會の監督處分

農會は農業を改良發達せしめ、公益に重大な關係を有する機關であるから、國家は國庫の補助等を與へて保護すると共に又之を監督し、若し農會の決議又は役員が行爲が法會若くは會則に違反し、又は公益を害し、若くは害するに虞あると認められた場合は適宜之を處分することがある。

二、産業組合

産業組合

主として中小産業者が相互扶助の精神を以て共同し、組合員各自の産業又は其の經濟の發達を企圖するために産業組合法によつて組織されたものである。農業は元來其の性質上資

本的大經營に適せず、今日の經濟組織では寧ろ不利な點が少くないのである。尙農民の土著性が強いために隣保相助の間柄が深いため、組合的事業の經營に便益が多い。故に産業組合は農村にのみ組織されるものではないが、實際に於てかやうな理由の下に農村に多く發達してゐる。殊に我が國のやうな小農の多い所では之が組織されることは農業發展上甚だ大切なことである。

産業組合の種類

産業組合には其の目的によつて、信用組合、販賣組合、購買組合及び利用組合の四種の單營組合があり、之等の中二乃至四種づつ兼營することができる十一種の兼營組合がある。故に産業組合には十五種類成立するわけである。

信用組合

之は組合員に産業に必要な資金を貸付け、並に貯金の便宜を與へることを目的として設立された組合である。

販賣組合

之は組合員の生産物に加工し、又は加工しないで之を賣却することを目的として設立された組合である。

- 信用販賣組合
- 信用購買組合
- 信用利用組合
- 販賣購買組合
- 販賣利用組合
- 購買利用組合
- 信用販賣購買組合
- 信用販賣利用組合
- 信用購買利用組合
- 販賣購買利用組合
- 信用販賣購買利用組合の十一種がある。

① 生計用品を取扱ふを歐米では消費組合といふ。

購買組合 之は産業用品や生計用品を買入れ、之に加工し若しくは加工しない。で、又は之を生産して組合員に賣却する組合である。
利用組合 之は組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしめる目的で設立された組合である。

産業組合の組織 各種の組合は其の組織の上から之を見る時は、無限責任、有限責任又は保證責任の三種となる。無限責任組合は其の責任最も重く、保證責任組合は之に次ぎ有限責任組合は最も軽いものである。之等の組織を比較する時は、各利害得失があるから、其の何れを選ぶべきかは其の地方の事情、事業の性質等を十分に考慮して決定せなければならぬ。今日我が國では最も多いのは有限責任組合で、無限責任之に次ぎ、保證責任は最も少い。産業組合を組織するには、勿論産業組合法に従つて組織するのであるが、それには(一)一定数の組合員、(二)其の事業經營に要する資金、(三)組合を代表管理すべき機關、(四)此等の關係を規定する定款の

(一) 産業組合設立するには七人以上の組合員あることを要する。

出資口数は一口以上三十口までとし組合の區域は制限がないが普通一町村を以て區域としてゐる。

(二) 産業組合の資金は出資金・積立金・借入金及び貯金の四種から成る。

(三) 總會・理事・監事の三機關がある。此の外各補助機關がある。

(四) 定款は組合の意志を表示した規定であつて、地方長官の認可を得て有効となる。これは目的・名稱・組織・方法・事業の執行・組合の解散等を規定してある。

四者を必要とする。
産業組合聯合會 産業組合は市町村を活動範圍とするが、十分に活動し得ぬ場合があるから、經濟事情の共通な地方の産業組合が聯合して、其の聯合會を作つて其の活動力を大ならしめてゐる。而して産業組合が其の聯合會を設立するには府縣を其の區域とする。之にも信用組合聯合會、販賣組合聯合會、購買組合聯合會、利用組合聯合會及び十一種の兼營の聯合會がある。
産業組合は最近著しく發達し、就中廣く普及し優良な成績を上げてゐるのは信用組合である。之は其の經營比較的容易な上に、小農家の金融機關として最も適切な機關であるからである。
産業組合中央會 産業組合中央會は、正會員及び賛助會員から成り、其の事業としては、産業組合及び同聯合會設立の獎勵指導監督、講習、講話、調査、質疑、應答、會報及び書籍の發行、表彰、全國産業組合大會開催官廳に於ける建議等である。又別に大正十五年四月から

産業組合學校を設立し、之を經營してゐる。
産業組合の保護監督 政府は産業組合の重要性に鑑み各種の特典を與へてゐる。其の主なるものは次のやうである。

- (一) 社團法人として獨立した人格を認めてゐること。
- (二) 所得稅營業稅及び營業收益稅を免除してゐること。
- (三) 登録稅に關して營利を目的としない社團法人と同一に取扱ふてゐること。

(四) 補助金を交附し、又低利資金の融通の便を與へてゐること。
かやうな特典を受けてゐると同時に、又官廳から相當の監督をうけて過なからしめてゐる。即ち主務大臣及び地方長官は組合の事業及び財産等に關する報告を徴し、又検査をなし、その他必要な命令又は處分をなすなどして之を監督してゐる。

三 其の他の組合

重要物産同業組合 或一定地區内の重要物産の生産加工、又は販

明治三十三年三

月法律第三五號
本組合を設立する
るには、定めたる
地域内の同業者
者三分の二以上
の同意を得て創
立總會を開き、
定款を議定し、
農林大臣の認可
を得るを要す
る。本組合の事
業としては農村
では米穀同業組
合、蠶絲同業組
合等がある。

明治二十年十二
月省令第四號
郡を以て其の區
域とすることが
原則であるが、
府縣を地域とし
て茶業組合聯合
會會議所を設け
ることもある。
大正四年二月法
律第一號に組合
は共同して其の

賣に關する營業者が互に協力して、營業上の弊害を矯正し、其の利益を増進するため、組織する公益法人である。

茶業組合 茶の製造を精良ならしめ、販路を擴張し、取引を確實ならしめる目的で、茶の製造業者、販賣業者、茶園所有者、茶生葉及び製茶の賣買業者等を以て組織する公益法人である。

畜産組合 牛、馬、羊、豚の改良發達を圖り、組合員の利益を増進する目的で設立する公益法人である。設立の地域は郡市の區域による。

森林組合 森林業は本邦では重要な産業であるから、これが發達を圖るため、國家では左の目的によつて森林組合の設立を認めてゐる。

- 一、 國土保全のため又は森林の荒廢を防止し、若しくは荒廢せる全林を回復するために必要な場合
- 二、 森林所有者が異なるため協同して施業しなければ、其の利用の目的を達するに

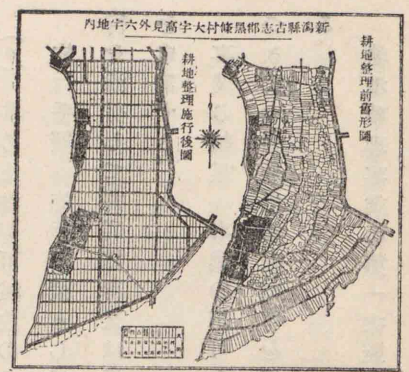
目的達成のため畜産組合聯合會を設け得る。
 ④ 明治四十年十月勅令第三四八號
 森林組合は社団法人であつて監督官廳は農林大臣と地方長官とである。
 ⑤ 奨励金は一町歩につき五十錢以内である。

困難なる場合
 三、森林産物の運搬は必要な工事を施し、又は之を維持する必要がある場合
 四、森林の危害防止につき關係者の協同を必要とする場合
 本組合も營利事業を目的とするものでないから、政府は之が設立費・施業工事其の他事業に關する調査設計の費用に限るに奨励金を交付してゐる。

第三章 耕種政策

我が國農業の主體をなすものは耕種であつて、之が保護・奨励は一日も忽せにすべからざる肝要な事である。故に國家は之に關し、法律規程等を制定し保護・奨励を與へてゐる。今其の主なるものにつき概説すれば次のやうである。

一、耕地整理 土地の農業上の利益を増進する目的を以て、耕地整理法の規定に従つて耕地の整理・土地の改良並に之に伴う必要な



設備又は施設をなすことを耕地整理といふ。

耕地整理法

第一條 本法ニ於テ耕地整理トハ土地ノ農業上ノ利益ヲ増進スル目的ヲ以テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フヲ謂フ

- 一、土地ノ交換分合開墾地目變換其ノ他區劃
- 二、形質ノ變更、湖海ノ埋立干拓若ハ道路堤塘畦畔溝渠溜池等ノ變更廢置又ハ之ニ伴フ灌溉排水ニ關スル設備若ハ工事
- 三、前號事項ノ施行ノ爲若ハ施行ノ結果必要ナル工作物ノ設置其ノ他ノ設備又ハ其ノ維持管理
- 四、開墾又ハ湖海ノ埋立若ハ干拓ニ依ル耕地整理ニ附隨シテ行フ整理施行地ノ利用ニ關スル必要ナル工作物ノ設置
- 五、前三號ノ事項ニ關シ必要アルトキ國府縣郡市町村其ノ他公共團體ノ認可ヲ得テ行フ營造物ノ修繕

14.12.14 本学印刷

事業の施行 耕地整理事業の施行者は土地所有者は勿論、地上権者、永小作権者、若くは國有地の開墾豫約者又は埋立干拓の免許を受けた者も参加し得る。耕地整理事業の發起は任意であつて或は單獨に又は共同で、或は組合を組織して之を施行することができる。

耕地整理は廣い區域に亘つて行はれるからややもすれば、不同意者がなくとも限らない。其の場合に於ては、次の條件が具備すれば、地域内のものは強制加入させられることになつてゐる。

(イ) 土地所有者の總數の二分の一以上の同意あるとき

(ロ) 其の土地が區域内の土地總面積及び總地價の三分の二以上なるとき

施行手續 施行手續としては發起者は地域を定め、設計書を作製し、關係者の同意書を添付して共同施行又は組合の場合は規約を設ける必要がある。府縣知事の認可を申請する。

事業の結果 事業の認可を受けた設計書に従ふて工事をなし、出來上つたものにつき換地處分地價配賦等を行ひ、登記を済ませば始めて事業は完了終結したのである。

耕地整理事業の第一次監督は府縣知事で、第二次監督は農林大臣である。

國家の保護 耕地の整理事業は土地利用上多くの利益があるから國家は之を保護獎勵して次のやうな特典と便宜とを與へてゐる。

- 一、少數者の同意を強制すること。
- 二、整理事業費は之を強制徴收をなし得ること。
- 三、府縣に技術者を特設してゐること。
- 四、事業の設計を無報酬でなすこと。
- 五、日本勸業銀行農工銀行北海道殖拓銀行から、無擔保の長期貸付をなし、又政府から低利資金の融通をなすこと。
- 六、整理後も同様地價を變更しないで据置かれること。
- 七、整理後に於ける土地建物の登記登録の手数料が免除されること。
- 八、工事費に對し國及び府縣が補助金を交附すること。

二、開墾助成 我が國は人口の増加による食糧生産問題、都市の發達による耕地減少對策等のため耕地の擴張を必要とする。然し土地を開墾するには巨額の費用を要し、且投下資本に對する收益が速に上らないため容易に之が行はれない。それで國家がこの開

墾事業を奨励し、保護する目的で開墾助成法なるものを制定して
ゐる。

本法による助成金の交付を受けるには、開墾した土地が農業に
利用されること、其の面積四九五畝以上たることを條件として左
記の如き事業を行ふ場合に限り交付されることになつてゐる。

一、開墾湖海の埋立若しくは干拓又は地目變換による開墾

二、前期の事業に伴なう灌漑排水に關する施設又は道路堤塘の新設若
しくは變更

助成金額は事業遂行のため事業開始から其の年度の決算期ま
でに支出した合計總金額の十分の四である。(大正八年の制定當時
は百分の六であつたが、昭和四年以後は十分の四となつた)助成金交付期
間は工事開始の年から工事完了後四年間で毎年受けられる。

個人は勿論共同施行者公共團體、耕地整理組合又は會社でも助
成金の交付を受けることができる。

開墾地は長期間
地租を減免せら
れる特典を有す
る。
明治四十一年四
月法律第五〇號

三、水利組合 元來治水、水利、土工等の事業は地方自治團體に於て
其の事務を管掌すべきものであるが、此等の事業の行はれる區域
と行政區劃とが必ずしも相一致しない。仍て國家が水利組合法
なるものを制定し利害關係の共通した特定の區域に特殊の公共
團體を構成せしめ、此等の事業を遂行並に管理せしめてゐる。

水利組合には普通水利組合と水害豫防組合の二種ある。普通
水利組合は灌漑排水に關する事業を目的とする組合で、受益區域
の土地所有者によつて之を組織する。

水利組合を設立するには多くの場合地方長官が必要と認める
區域を組合地域と指定し、關係町村長中の一人をして創立委員を
命ずる。其の委員が規約を作製し、關係者の總會を開き、其の決議
を経、地方長官の許可を受けて規約が有効となり組合が成立する。
組合には其の事業を遂行するため組合會と管理者との機關が
ある。組合會は組合員からなり、管理者は地方長官が關係町村長

中一人を指定するか、或は官吏を指定して其の任務を行はしめる。組合の権限は組合員に對し組合費及び夫役現品の賦課等すべて市町村の権限と略、同様である。

水害豫防組合は、水害を受ける土地を區域として組織されるので、其の区域内に於て土地家屋及び組合規約を以て指定した工作物を所有する者を組合員とする。普通水利組合に大體準じて組織される。

四、米穀統制 米は我が農業の重要農産物であると共に、國民の主要食糧であるから、之が豊凶と價格の騰落とは國家經濟の上に至大の影響を與へるものである。故に國家は米販賣の調節を計り、米價の暴騰激落を防止し、生産者も消費者も國民一般に生活の安定を得るを目的として制定したものは米穀統制法である。其の目的を達成するために、政府は次の如き方法を採つてゐる。

一、政府は米穀の數量または市價を調節するため、必要ありと認めたと

きは、米穀の買入賣渡・交換・加工又は貯藏をなす。

二、政府は米穀の數量又は市價を調節するため、特に必要ありと認めるときは、勅令を以て期間を指定して、米穀の輸入税を増減若しくは免除し、又は輸入若しくは輸出を制限する。

政府は本法運用のため特別會計を設け、全國十四箇所に事務所により米穀倉庫を建設して、秘密に迅速に統一的に法を運用し、其の目的の達成に努力してゐる。

尙政府は外米輸入の調節を圖り、内地米の統制を徹底せしめんがため、臺灣及び朝鮮の移入米にも外米同様に本法を適用し、更に其の目的貫徹のため米穀現在高調査の必要ありと認められた時は、米穀の生産者・倉庫業者等に調査報告を命じ、又は官吏吏員をして其の營業所・倉庫等を臨檢し、帳簿物件を検査せしめる權能がある。

耕種政策に關係ある法律 以上の他耕地政策に關係ある法律には北

海道國有未開墾地處分法・耕地整理及び土地改良補助規程・米穀品種改良

米穀需給調節特別會計法
大正十年四月法律第三十七號
昭和六年改正
事務所々在地
東京、大阪、酒田、門司、新潟、名古屋、小樽、仙臺、金澤、神戸、岡山、熊本、京城、臺北

獎勵規則、國有林野法、公有林野造林獎勵規則、北海道土地組合法等がある。

第四章 養畜政策

養畜政策中最も大切なるは、蠶絲業に關する政策であつて、我が國に於ては耕種と肩を並べて國家が多大の保護、獎勵を與へ、益之が向上を期してゐる。

一、養蠶政策 養蠶獎勵を目的として、國立及び道府縣立の蠶業試験場があつて、蠶業に關する試験調査、原蠶種の製造、配布、桑樹の接穗及び苗木の生産、配布等の事業をなしてゐる。更に國家は蠶絲業法を制定して蠶業の保護を圖り、又桑園改良、原蠶種の製造、配布に關し道府縣に獎勵金を交付してゐる。此の他蠶病豫防蠶種取締、絲價安定、融資補償、生絲検査等に關しても夫々法律を以て保護してゐる。

二、畜産政策 我が國に於ける畜産は、未だ十分なる發達を遂げて

蠶絲業法
明治四十四年三月法律第四七號
(大正六、昭四、昭六、改正)
蠶絲業改良獎勵金交付規則、大正七年農商務省令第一七號
(昭和四年農令第一六號改正)
製絲業法
昭和七年九月法律第二九號(昭八改正)
輸出生絲検査

大正一五年三月法律第三五號
絲價安定、融資補償法
昭和四年三月法律第一四號

種牡牛馬設置獎勵規則

種畜拂下規則

畜産獎勵規則
家畜保險法

昭和四年三月法律第一九號
競馬法

大正一二年四月法律第四七號

畜産組合法

大正四年一月法律第一號

(大、四、改正)

副業獎勵規則

大正一四年五月農林省令第一二號

ゐないが、銳意國家並に道府縣は之が獎勵保護の方策を講じ、各種の助成機關を設立してゐる。即ち國立のものには畜産試験場、種羊場、種馬牧場、種馬育成所、種鶏場があり、道府縣立のものには種畜場等がある。何れも家畜に關する試験調査、種畜、蜜蜂の配布、貸付指導、獎勵、種禽、種卵の配布等の事業をなしてゐる。尙國家は、畜産の改良、増殖の積極政策として種牡牛馬に獎勵金を交付し、種牛、種豚、種緬羊の拂下、又賞金、獎勵金、功勞賞を授與する等の法規を制定すると共に、競馬、家畜市場、家畜保險等の制度なども設けてゐる。此の他畜産組合の設立を許し、畜産業の發達に關し便宜を與へてゐる。

養畜政策に關係ある法律 以上の他養畜政策に關係あるものには、種牡馬検査法、馬匹去勢法、種牡牛検査法、馬籍法等がある。

第五章 農産加工政策

農産加工の奨励は略々副業の奨励であつて、今日までは、農林大臣が農村の副業に對し奨励金を交付する程度のものである。奨励金を交付し得る機關は、道府縣及び農林大臣の指定する法人又は組合であつて、左の各號の一に該當する事業につき、是等の機關の支出する費用及び補助金に對し交付するものである。

- 一、道府縣に於ける副業奨励の事務に従事する責任者の設置
- 二、副業に關する傳習會講習會展覽會共進會競技會の開設
- 三、副業を指導する技術員の養成
- 四、副業に關する調査及び試験
- 五、副業に關する参考品並に副業用種苗及び器具機械の購入及び配布
- 六、副業品の生産及び販賣に關する斡旋
- 七、副業に關する組合の設立
- 八、前各號の外農林大臣に於て必要と認めたる事項

第六章 小作政策

自作農創設維持
補助規則
大正一五年五月
省令第一〇號

一、自作農創設維持 既に學んだやうに、農業は自作農によつて經營されることが最も理想的であるに拘らず、近時は種々の事情によつて漸次衰頹の傾向を示してゐる。仍て國家は之を防止し、一層發達増加せしめんが爲めに自作農創設維持補助規則^則を制定し、極力之が進展に努力してゐる。其の方法としては道府縣市町村産業組合等が自作農を創定する場合は、低利資金を融通し、其の利子補給として農林省は補助金を交付する。其の補助額は借入低利資金の利子を自作農が三分五厘以下負擔するやうになつてゐる。

資金貸付條件

一、現に耕作に従事してゐる小作人で自作農として適當な者は資金を道府縣市町村又は産業組合から借受けることができる。又以前に自作農地を購入するために、高利の資金を借入れてゐるものが其の土地抵當債務を借替のために資金を借入れることもできる。

小作争議対策

- 1. 協調停令
- 2. 小作争議調停法
- 3. 自作農創定
- 4. 小作調停委員令
- 5. 土地改良法ニ依託

① 此償還金は小作料以下となるやうに標準價格を算出してゐる。

二、すべて購入土地價格は法定箕出による標準價格以下たることが條件で、其の貸付の最高額は四千圓田畑平均一畝を超過しないことである。

三、利率は年三分五厘以下、据置期間は一年以内で、償還期日を二十四年以内と定めてゐる。

四、償還^①金は年賦償還の方法により元利合計額である。

五、自作農地であれば右の期間内に自作農を廢したり又は之を他人に譲渡することができないことになつてゐる。

手續 右の條件を有する小作人又は自作農家は地方の自作農創定維持審議會の審議を経て貸付を受け農地を購入するか又は高利の負債を辨済する。

償還の方法は借受又は辨済の次年度から二十四年以内に年賦償還の形式で貸付を受けた所に償還する。

併し今日の小作農を短月日の中に自作農に變へることは甚だ困難なことであるから、一方に於て小作制度の缺陷を是正して、以て健全なる小

小作法は昭和二年小作法案なるものを發表して議會に提出したが未だ通過しないでそのまゝとなつてゐる。

小作調停法
大正十三年七月
法律第十八條

裁判所は争議地を直轄する地方裁判所を本體とするも當事者の同意によつては區裁判所でもよい。

作農たらしめることが大切である。小作法の制度を必要とする方針も亦こゝに存するものである。

二、小作調停 地主と小作人との間に物議を生じた場合に、之を圓滿に解決して共存共榮の實を擧げるやう調停するため小作調停法を制定してゐる。

小作調停法 本法の趣旨は第三者が争議する當事業に互に相譲り、妥協して和解せしめるに在るのであつて、専ら調停の精神に出るものである。

調停機關 本法に規定された調停機關は裁判所又は調停委員會である。併し實際事務に當るものは調停委員會である。其の構成は指定された判事が主任となり、他に官選の調停委員二人以上で組織する。

申立 調停の申立は形式に拘泥することなく、書面或は口頭を以て、争議地の市町村長を経て裁判所に申立てるか、又は直接裁判所に申立てることが出来る。要は争議の真相を詳細明瞭に申立てるにある。遠隔地

等で管轄裁判所へ申立の出来ない時は最寄の裁判所に申立て、それを他の裁判所へ移送して貰ふことができる。

手續 調停手續には事件の真相を明瞭にするため、當事者又は多數の場合總代の出頭を求める。禍根を後に残さない趣旨ですべて秘密に之を行ふも、當事者が頑迷で調停不成立に終る場合には調停委員會は之を公表し輿論に訴へることがある。調停委員會に於ける調停條項に當事者が合意し、調停が成立する時は更に裁判所の認可決定を得て裁判上の和解と同一の效力を有せしめるも、若し調停成立が困難な場合は調停委員は公正にして妥當な調停條項を定め之を當事者に送付して同志を求め、この場合一箇月以内に異議の申立なき時は同意したものと見て處理する。

一旦調停成立し裁判上の效力を有するやうになれば當事者間に新に權利義務の關係が生じ之が不履行は直ちに強制執行となる。

第七章 農業金融政策

農業金融の圓滿なる流通を圖るために、國家は特別法を公希して特殊の金融機關を設けてゐる。今各機關につき説明すれば次のやうである。

一、**日本勸業銀行** 日本勸業銀行は、土地及び建物を抵當として資金を貸付けるものであつて、即ち不動産金融機關たる特殊銀行である。

この銀行の主要業務は不動産を抵當とする五十年以内の年賦償還貸付と、五年以内の定期償還貸付とである。但し府縣市町村其他公共團體耕地整理組合産業組合聯合會森林組合漁業組合畜産組合畜産組合聯合會には無抵當で年賦又は定期償還貸付を許し、又十人以上の農業者漁業者等には連帶責任を以て無抵當の定期償還貸付をなす。此の他各種の事業をなすも、何れも全く農

日本勸業銀行は株式會社組織で其の總裁は政府が任命する。

輕便鐵道財團・軌道財團も不動産と見て之を抵當として貸付ける。抵當は總べて第一抵當で建物は保險付のものに限る。貸付金額は抵當不動

産の價格の三分の二以内となつてゐる。

業金融の特殊な定期貸付・低利貸付・年賦償還であるから、國家は之に付して特典を與へて保護獎勵してゐる。

二、農工銀行 農工銀行は一府縣を營業區域とする農業金融機關である。營業科目及び貸付條件は略、日本勸業銀行と同様である。農工銀行は農工業を改良發達せしめるための資金融通を目的として設立されたものであるが、漸次其の目的を變更して、單なる不動産銀行と變つたことは日本勸業銀行と同様である。農工銀行の業務の監督は、農林大臣であるが、大臣は府縣高等官中から監理官を任命して監視の任に當らしめてゐる。

産業組合中央金庫法
大正十二年四月
法律第四二號
(昭六、七改正)

三、産業組合中央金庫 産業組合中央金庫は、産業組合及び産業組合聯合會の資金を融通する目的を以て特設したもので、組合金融の中央機關である。本機關は社團法人で、其の組織は有限責任であり、理事長一人、副理事長一人、理事三人以上、監事三人以上から成り、主務大臣(農林大臣及び大藏大臣)が之を任命する。尙評議員二

十名以内あつて之も主務大臣が選任する事になつてゐる。

中央金庫の營む業務は次のやうである。

- 一、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合に對し擔保を徵せずして五箇年以内の年賦償還貸付を爲すこと。但し其の金額は拂込出資金及び産業債券發行額の二分の一を超えざるものとす。
- 二、所屬産業組合聯合會又は所屬産業に對し手形の割引又は當座預金の貸越を爲し、又は爲替業務を爲す。
- 三、産業組合聯合會産業組合、共團體其の他營利を目的とせざる法人より預金を爲す。
- 四、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合の爲に有價證券の保護預りを爲し、又は有價證券の委託賣買を爲す。

四、農業倉庫業 農業者には完全なる生産物の保管の設備がないため、資金に困窮した場合、一時を凌ぐため投賣するの止むなきに至ることがある。此の不利を救ふために、國家は農業倉庫業法を制定し、低利に且簡易の金融の便を開いた。

農業倉庫業法
大正六年九月法
律第一五號
農業倉庫は斯く
各種の事業を經
營するが、農業
倉庫の本來の使
命を完するた
め營利を目的と

する事業の經營は許されない。農業倉庫は公益上の施設であるから、所得税・營業稅・收益稅を免除し更に其の設置を奨励するため、農業倉庫獎勵規則を制定して、倉庫建設費の四割を國家から補助する。農業倉庫の監督は農林大臣と地方長官とである。害蟲驅除豫防法明治二十九年三月法律第一七號狩獵法大正七年四月法律第三二號(大正一一改正)家畜傳染病豫防法大正一一年四月法律第二九號(昭和二改正)

農業倉庫業を經營し得るものは、産業組合産業組合聯合會農會農業の發達を目的とする公益法人並に市町村及び之に準ずる者に限定されてゐて、普通の倉庫業とは其の目的と性質とを異にする。

第八章 除害政策

農業經營上或は作物に或は家畜に大害を與へる病虫害の驅除豫防の大切なることは、いふまでもないことであるが、やゝもすればこれ等に犯されて慘害を蒙むることが往々ある。故に國家は法律を以て除害の目的を達成せむとして各種の法律を制定してゐる。即ち害虫には害虫驅除豫防法、狩獵法あり、家畜には、家畜傳染病豫防法、牛結核病豫防法等がある。

其の他農業上の人的被害の防止取締のために肥料取締法森林法、河川法等を公布して取締つてゐる。

第三編 農村

第一章 農村の發達

農村の成立 太古初めて農業が營まれて土着するや、三々五々各所に散在して定着したものなるか、將又一團となつて群生したものなるか、之を明らかにすることが困難である。併し土地開け人智の進むに従ひ、聚落を作つて生活するの利便多きを悟り漸次集合して村落を形成するに至つたものと考へられる。これが即ち今日の農村の始まりであらう。

我が國の農村は、一家族の一大集團によつて形成されたもの、又は幾家族の集合によつて形成されたもの等であつて、何れも産土神又は氏神を中心として隣保相助けるの美德と、堅固なる團體的訓練並に犠牲的精神とが結合して發達し、今日では國家構成の基

三々五々隨所に散在したものであらうとの説が多い。村落を形相から之を分ちて沿道村落・團狀村落・階段村落・參雜村落・田莊村落の五とし、居室配置の疎密により疎居的村落・密居的村落とする。

本的自治團體として最も重要な位置を占めるやうになつた。
農村組織の沿革 古い時代に於ける農村組織は血族者の集團からなり、之を大氏と稱しその中に幾つかの氏があり、氏の中に戸があつた。大化の改新となり、人民が天皇に直屬するやうになつてからは相隣る五戸が協同して貢租・夫役・吉凶等の衝に當つた。之を五保の制といふ。而して五十戸を以て里とし、里に長を置き、里を合して郡とし、後莊園なるものが發達した。

小字を單位とし又は隣保相接する五戸を以て組織したものが徳川時代に至つては村には五人組と稱する封建自治警察が行はれた。又今日の大字が當時の所謂村であつて、この村を治めるために庄屋や名主が置かれ、十村が設けられ肝煎が配された。庄屋は今日の村長よりも一層廣い權限を有し、村を代表する他、警察裁判、貢租勸業、土木宗教等に關する一切の責任を負つて村治の任に當り、村に善行があれば村全體の譽となり、失策があれば村全體が

罰せられるといふことになつてゐた。

降つて明治維新となるや、王政復古と共に諸事改まり、村の小字・大字は名のみとなり、明治四年廢藩置縣に伴ひ、大區・小區の制度を設けられ、區毎に戸長・副戸長を置いて郡村の行政を司らしめた。其の後時勢の進展すると共に、改正せられて自治制度が行はれることとなり、明治二十一年市制及び町村制が布かれ、町村には町村長を置き、又町村會議員を公選して自治團體の事務を處理せしめ、以て地方共同の利益を發達せしめると共に、衆庶臣民の幸福を増進せしめんことを圖り今日に及んでゐる。

現時の農村 明治二十一年自治制の布かれた當時、舊町村が合併せられ、明治十六年に五萬八千八百十九町村あつたものが減じて一萬三千二百四村となり、其の後漸次減少の傾向を示してゐる。最近の統計を示せば次のやうである。

村落の減少したのは一は都會の發達したことに由るが、多くは都市計畫のため、町村を合併して市制を布いたこと、村の稱を町に改めたことに基づくものである。

人口状態を見るに、農村は都會に比して幼年者老年者の如き生産的な人口が多くて、青年者壯年者の如き生産的な人口が少いから活氣に乏しく保守的で沈滞の傾がある。

統計の示すところによると、明治三十年代に於ては村落人口の歩合は八七・一パーセントにして都市人口の割合は一〇・四三であつたが、明治四十年代に至つては、村落人口は七五・七パーセントに減少して都市人口は一八・八パーセントに増加し、更に最近に於ては村落の方は六七・七パーセントに減少して都市の方は二三・一六パーセントに上り著しく増加した。

年次 市 町 村 計

大正十四年	一〇〇	一、五一〇	一〇、四五一	一二、〇六一
昭和二年	一〇二	一、五九〇	一一、二二六	一一、九一八
昭和五年	一〇九	一、七〇二	九、九八〇	一一、七九一
昭和九年	一二四	一、六八三	九、七八八	一一、五九五

かやうに農村の人口が漸次都會に集中する結果、農業の不振、農村の衰退を醸成するものであつて、之が原因を攻究し之が對策を講ずることは、忽にすべからざる重要な問題である。

更に町村財政を次表に徴するに、大正七年に於ける歳出と昭和三年に於ける歳出とは將に二倍半の増加となり、著しく町村の負擔を増加し、今やその負擔に堪へざらんとする状態である。然るに負擔力の最も強い地主階級が、漸次農村を離脱するのは愈、町村財政を萎靡せしめるものであつて、農村政策上大に考慮すべき事柄である。

町村歳入出

年次	歳入	歳出
大正七年	二〇七、九五七、〇〇〇 ^円	一八八、三六〇、七一一 ^円
大正九年	四〇〇、六四九、〇〇〇	三五七、八七八、七九四
大正十一年	五〇八、四七九、〇〇〇	四五五、三九九、二三四

大正十四年	五一三、四四三、〇〇〇	四五二、九一五、〇〇〇
昭和元年	五七一、一二五、〇〇〇	五〇〇、二七九、五七四
昭和五年	五五六、四七六、〇〇〇	四九八、一四八、〇〇〇
昭和九年	四六〇、三七六、〇〇〇	四六〇、一四〇、〇〇〇

耕地所有者戸數 (内地)

年次	總數	平亞未滿	平亞以上一頓未滿	一頓以上三頓未滿	三頓以上五頓未滿	五頓以上十頓未滿	十頓未滿平亞未滿以上
明治四十一年末	四九三、七九三、三七七	二八七、九七七	九五、九三〇	二七九、一〇〇	一三三、二五	三九、七四六	二、五七四
大正元年末	四九三、二五八、二四一	二四一、四三三	八七九、九八〇	二六七、二六六	一三五、三七九	四一、四九	二、九三三
大正六年末	四八八、八三三、七〇六	二七五、四四五	八八八、五三四	二五一、二二三	一三二、〇五九	四一、六一	三、四九五
大正十一年末	四九八、三〇三、三九二	二四一、四〇四	八九〇、九九〇	二九九、三六四	一四一、五二七	四八、五四〇	四、二六八
昭和二年末	五〇八、七五三、四四七	二二六、六三七	九〇三、五三七	三九九、九五〇	一四四、三五七	四五、五一〇	四、〇五五
昭和七年末	五〇三、三八二、五四六	二二六、〇五〇	九〇三、四一五	二二二、三二七	一二三、四四九	四六、二七〇	三、七三六
昭和九年末	四八六、三六三、五六〇	二二七、四八八	八九六、七四三	二二二、四九二	一二二、四七三	四六、四八九	二、五四三

第二章 農村生活

農村と都市 人類が地球上に現はれ、天然自然の食料を得て孤立の生活形式から漸次集合の生活形式に遷り、生活の根柢を農耕におき、農村を形式するに至つて始めて生活の安定を得た。而して人類の發展に伴うて文明が進み、其の結果都市なるものが出來、生活様式が愈々複雑を極めるやうになつたことは何人も疑ふ餘地のない所であらう。然るに今日は之を逆に何事も都會が基で中心をなすものの如く考へるものが少くないやうである。これは今日の農村と都會との現實の相の相違から見られた一の錯覺に過ぎない。即ち都會は農村に比べて機械文明が發達し、大規模の工業や之に伴う商業信用機關や交通運輸の機關の發達完備によつて、諸般の事業が勃興し、隨つて人口及び物資の吸収が盛となり、自然都市に經濟の中心が移り、人口の都會集中も行はれて恰も一國

の文化は總て都會から生れるものの感を呈するに至つた結果である。併し之を靜かに熟慮する時は都會活動のエネルギーの根本をなす各種の物貨即ち食料にせよ、工業原料にせよ皆この大地から生産されるもので、それが農村に於ける仕事の大部分であり、農村がその根源をなすものであることに氣付くのである。今日の農村と都市とは、其の利害正に相反するが如く見え、農業に消費使用される諸物價の低廉は農家經濟に重大なる利益を與へるものであるが、都會の商工業はつとめて之が價格の高きを望み、又米價の高下は都會の消費者と、農村の生産者との間に常に相反した利害關係を伴うのである。併しこの關係は都會が發展して諸物貨の消費が多くなればこそ農産品の消費が多量となり、農村の發展となるものであつて、永目に之れを見るときは決して兩者の利害相反するものではない。故に都市・農村共に恰も車の兩輪の如く相伴うて調和發展を遂げることによつて始めて一國文化の確

實な發展の基礎を作り得るのである。唯現在の農業は都會の商業に比して堅實であるが、薄利な場合が多いから此の點は特に農村に對して留意すべき肝要な事である。

農村生活 大厦高屋櫛比して人口稠密し、凡百の文明機關相備り、交通運輸の便開けて喧噪を極め、工場の煤煙塵埃吹き荒び空氣を淨化する新緑の殆ど絶無なのは今日の都會の相である。又美しきもの、富めるもの、力あるもの總て集中し、人生のあらゆる自由と享樂を思ふままに得られるのはたしかに都會生活の一面である。併し生存競争の劇甚を極める裡に生活して、人氣を相手とし、機械を操縦し、親子兄弟違つた業務に従事し、家業に對する趣味が少く、加ふるに不衛生なため漸次身神の衰弱するは都會生活の全部である。之に反して人口稀薄で疎居し、交通機關も社交生活も左程發達しないで靜寂そのものの相を呈するは農村である。空氣が清淨で四季の變遷に飽くことがなく、この美しい雄大な大自然の

裡に生活して土に親しみ、親子兄弟諸共に相擧つて祖先傳來の
業に勵み、筋骨を勞して身神を鍛練し、日々の生活に何等の掛引
なく、偽のない呑氣な生活をされるのは農村生活の全部である。

都會は此處彼處と各國から集つた人々が殆ど利慾のために結
合し、隣近所の朝夕の挨拶さへ祿に交さぬ人情の浮薄さに比べて、
農村は祖先代々其の地に永住し、全村擧つて艱難苦樂を共にした
人々の集團であつて利慾のための結合でなく、従つて隣保相助け
るの精神に富み、人情の質朴、情義の堅きは到底都會生活者の夢想
だに及ばぬ所であつて、眞の人生の價値は寧ろ農村に於て豊かに
味ひ得るのである。

農村當面の問題 經濟組織の變遷に伴うて平和なる農村にも多少受
難の聲が喧しくなつた。農業は氣候季節を相手として仕事し、之に左右
されることが多く、土地を基礎として營まれるから、工業などに比較して
分業の行はれることが少く、いかに最新の機械や科學の力を利用すると

も生産高には自ら一定の限度がある。然るに今日は社會進歩のため生
活が向上し、農村民の地位が高まり、収入に比して出費が多く、自給自足經
濟が次第に薄らぎ、諸物價騰貴し、ために農家經濟が一變して困難よりも
寧ろ逼迫して負債は嵩み、一面都市の飛躍的膨脹につれて農村が閑却さ
れるに至つて、益、農村脱走者が増加し、特に青年男女の都市に奔るに至つ
て遂に農村の衰微を醸し、今尙其の度を加へつつある現況である。

思想堅固で、國民精神の典型とされた農民の思想も、近時は經濟上の惱
みから遂に小作問題を勃發し、今や全國到る處に其の不祥事を見ない所
がない。それがため地主は其の煩に堪へ兼ねて次第に農村を離れ、都市
に移るものの多いのは事實である。これまことに國家將來のため憂慮
に堪へざる所であつて、宜しく農村衰頹の原因を極め、經濟上の建直しを
行ふて將來に一點の光明を認め得るやう惠まれた農村たらしめること
は一日も忽すべからざる大問題である。

農村の開發

靜かなる日々の生活を送り、大地の恵を思ふ存分に

享けて地産を収めるに何人の制肘をうけることのない農村の生業を、親の時代から子の時代と代々彌榮に開發し進展せしめないのは何といふ自然に對する申譯けのないことであらう。殊に今日は科學の力が著しく進歩して農藝の技術が發達し、各種の經濟が進展して一層新しい事物の利用を盛ならしめつつある時に於て、農村に住居する者が、特に農村開發に一段の努力を拂ふことが切實緊要な事である。文明の利器も、強ち都會の獨占物とはならず、今日では交通通信の進歩、ラヂオの普及によつて昔日の感を一變し、都市への時間的距離が縮少し、又新聞雜誌書籍等は如何なる山間僻地でも之を求め得るやうになり、従つて農村に生活するとも學問が出來、見識も廣められ、修養もされるやうになつて、物事萬端生活が便利となりつつあるから、農村に住居する者は深く反省する所あつて農村を愛好し、日々の業務に丹精し、一家安泰を希ふばかりでなく、邦家のため貢獻し、世道人心を振起せしめることに

努力せねばならぬ。これが農村の使命にあらずして何であらう。職を農村に奉ずる農村教育者はよくこの義を體し、農村子弟の教養に當ると共に、常に農村に同情ある態度を以て教育に當り、勤勞愛好の教師たらんやう修養すべきである。

有所權作著

昭和六年十月二日印
昭和六年十月五日行
昭和七年一月十五日訂正再版印刷
昭和七年一月二十日訂正再版發行
昭和十一年九月二十七日改訂印刷
昭和十一年九月三十日改訂發行
昭和十二年二月五日改訂再版印刷
昭和十二年二月六日改訂再版發行

改訂範
訂教育
新制農業教科書
卷一部
五
定價金五十五錢

著者 小 出 滿 二

發行者 柳 沼 澤 介

印刷者 山 本 禎 男

東京市芝區南佐久間町二丁目十番地

發行所

東 洋 書 院

電話芝一三五番
振替東京五六九四九番

株式會社 宗文社 印刷所



広島大学図書

0130449495

